

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年9月9日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会9月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、昨日真笹光幸委員の一般質問に対する答弁について保健センター所長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

おはようございます。

昨日の真笹光幸議員さんからの一般質問の中で今後の在宅医療・介護連携の講座の開催予定につきまして、誰でも分かる介護講座について開催済みと申し上げたところでしたけれども、この事業につきましても今後開催していく予定となってしまうので、訂正させていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

議 長（高橋拓生君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。質問、答弁に当たりましては簡潔、明瞭にお願いいたします。

通告5番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋伸二です。

9月会議の一般質問をさせていただきます。

質問は2項目でございます。まず1つは、森林の適切な管理による地域の活性化対策に関わってお伺いをいたします。

ご存じの方もあるかと思いますが、遠野市のアマチュアバンドが歌う歌の一節に「山が泣いている、一本ずつでも切れば山がよみがえる」と、このようなフレーズの間伐ブルースというのがあります。CDも販売をされております。

ご案内のように、近年木材の価格低迷、林業の担い手の高齢化、そして担い手不足が深刻化をし、山に手が入らず荒れ放題の森林の増加が懸念をされております。そうした中で、昨年4月から森林経営管理法が改正施行をされました。法律の趣旨は個人が所有する森林であっても経営や管理が行われていない場合、市町村には森林の経営管理が円滑に行われるような措置を講ずる、このようなことが定められております。同時に、この必要措置を講ずる計画を5年ごとに策定をし、市町村が仲介役となる新たな森林管理システムや豪雨による災害への対策、木質バイオマスの利用促進などが改正法には盛り込まれております。

国では、さらに森林整備を目的に新たな税金として森林環境税を2024年度から徴収することを決めました。今回、納税義務者から新たに税金を徴収し、総額620億円の税収の約8割が森林面積と市町村の人口に応じて森林環境譲与税として自治体に交付をされます。2019年度からこの森林環境譲与税の譲与が始まり、本町では既に2年間で400万円余りの譲与額が交付をされております。

昨今、木材価格が安いため、所有者の多くは森林への関心を失い、管理が放棄されたも同然の実態が散見されます。長島地区に象徴されるように、搬出が難しい急斜面などは荒れ放題となっているのが現状でございます。新たな森林経営管理法は、整備する人がいない私有林を自治体が管理をする森林バンク制度とも言えるもので、昨年度から全国的に市町村が仲介役となり、森林所有者と手をつなぐ担い手づくりが始まっております。

質問の第1は、新たな森林経営管理法の施行に伴う本町での対応、本町における森林の適切な管理と林業の成長産業化をいかに進めるのかについてお伺いをいたします。

次に、教育長にお伺いをするわけでございますが、本町では既に小中学校教職員用パソコンが新機種に更新配備をされました。また、今年度中には国のGIGAスクール構想に基づき町内3校の全児童生徒に対し、593台のタブレット端末の配備が予定をされております。さきの会議で教育長は同僚議員の質問に対して次のように述べられました。「平泉町としてこの1人1台端末の取扱い、どのように行き渡せるか、学校と家庭での利用環境もまた整えるというふうなことについては大きな課題が残っている」と、このように述べております。

そこで、今後、配備をされる端末を使用する児童生徒が学習意欲や学力の向上が期待できるものとして配備をされる効果を広げることにつながる手立てを講じることも教育長が述べる、残っている課題の中に組み入れていただきたい。このような考えからお伺いするのは、ユニバーサルデザインフォントを学校教育や授業に導入することは、小中学生の学力の底上げに寄与することになると考えるものですが、導入についての見解を伺います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

森林経営管理法施行に伴う町の対応についてのご質問の森林経営管理法の下で新たな森林経営管理制度がスタートした。本町における森林の適切な管理と林業の成長産業化の両立をいかに進めるかを伺うにお答えをいたします。

森林経営管理法は森林の所有者の高齢化や木材価格の低迷により、森林所有者が管理できない森林や放置されている森林を市町村や民間の林業事業者等が代わって管理し、将来にわたり森林管理を安定かつ確実に going いくために新たな森林管理制度として創設されたものであります。

この制度は、市町村には法的な義務が生ずるものではありませんが、森林環境税という新たな国民負担を伴う形で創設されたため、また、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的な発展及び森林の多面的機能の発揮に資する必要があると考えることから、本町としては、これまで経営管理が行われていない森林への対応を図っていくことが必要と考えており、森林所有者への意向調査を行い、経営管理権を集積することが必要かつ適当と認める場合において経営管理権集積計画を作成する考えでありますことにより、意欲と能力のある林業経営体による森林の適切な経営や管理が行われ、人工林資源の循環利用と木材の需要拡大や利用促進し、林業、木材産業の成長産業化につながると考えております。

今後の取組につきましては、森林管理法の趣旨に鑑みながら取り組んでいくこととなりますが、今年度は意向調査の準備作業として森林簿での施業履歴の確認や林地台帳と行政情報を活用し、森林経営計画が未作成箇所の所有者を特定する作業に着手し、来年度には森林所有者に趣旨、内容の説明会の開催及び意向調査を実施する予定であります。

2番の質問については、教育長が答弁いたします。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

2番のユニバーサルデザインフォントの学校教育への導入についてのご質問のユニバーサルデザインフォントを学校教育と授業に導入することは小中学生の学力の底上げに寄与することになると考えるが、導入と使用について伺うのご質問にお答えいたします。

まず、教育のユニバーサルデザイン化についてであります。障害の有無を問わず全ての児童生徒にとって分かりやすく、学びやすく配慮されるべきであるという趣旨で数年前から聞こえてくるようになってきていました。

学校によっては、より分かる、できるようにするための授業改善の重点として教室環境のユニ

バーサルデザイン化、授業のユニバーサルデザイン化を研究主題として全校を挙げて取り組んでいるところもございます。識者による教育のユニバーサルデザイン化の文献を見ますと、教室の掲示物の貼り方、物品の置き方、授業の基本的な流れをまとめたものが多いようであります。それらは、今までも現場の多くの教職員が当たり前のこととして取り組んできたことであるわけですが、文献として整理されたものと捉えることができるわけです。

さて、それらの工夫は、学校の実態に合わせて学校が取り組めることになってはいますが、ユニバーサルフォントの使用についても、その一つとなり得ることでもあります。平成29年に新学習指導要領が告示され、小学校も中学校も新しい教科書が作成されていますが、多くの教科書会社がユニバーサルフォントを取り入れ紙面を作成しております。確かに見やすいようであります。現場では、児童生徒に向けた資料を作る際にかわいらしいイラストを使ったり、字数をできるだけ減らして分かりやすくしたり、空白をあえてつくったり、様々な工夫を凝らすわけではありますが、工夫の観点からユニバーサルフォントを使用することもあると考えます。

こうした状況を踏まえ、ユニバーサルフォントの導入及び使用については、学校とさらに研究を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

質問の順序をちょっと変えまして再質問させていただきたいと思いますが、ユニバーサルデザインフォント、いわゆるUDフォントの学校教育への導入に関わってでございます。

今の教育長答弁は、ユニバーサルデザイン化に対する教育現場の現状を述べて、私が質問通告をしたUDフォントに対しては第三者的な立場で論評している。そして、結びとして学校と研究を深めたいと、このようにしているわけです。

これは事前に質問通告をし、その際に情報提供としてユニバーサルフォントの取扱いを巡って、今全国的に自治体が注目をしているのは、奈良県の生駒市の取組がありますと、ぜひそのホームページを見てくださいと、それを見れば、私の質問の意図がご理解いただけますというふうに情報提供してあったのですが、生駒市のホームページご覧になりましたか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ホームページは見させていただきました。それで、その関西のほうで特に進んでいるというふうな事例があるわけですが、特にも、このユニバーサルフォントを使うことによって、より多くの子供たちが見やすく、読みやすく、間違いにくく、伝わりやすいという、そういうようなよさがあるというふうなことは明らかになっているようであります。

学力向上につながるというふうな部分については、具体的な事例が私は把握できませんでしたので、一体どのようなところでそれが生きているかというふうなことについては、把握していな

いところでありますけれども、例えば今、平泉町でも使われています小中学生の教科書を見ますと、多くの会社のもがユニバーサルデザイン化を行っていて、そのフォントについても生かされているというふうな状況があるようであります。

というようなことから、今後、先ほどお話ありました、例えば子供たちにGIGAスクール構想によってタブレットが1台ずつ配布されるというふうな状況の中で、どのようにこれを取り入れていくかというふうなことについては、今後の課題であろうというふうに思っています。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ご覧になられたということですが、これが生駒市のホームページに掲載をされているですね、内容、しかもマスコミ報道の際に使われた公表資料、この中には実験結果、どのような実験をしてどういう成果が得られたかということまで詳しく述べられているわけなのですが、そこまでご覧になられていないようなのですが、いずれこの生駒市の教育委員会は、今、教育長おっしゃられたような学習意欲や学力の向上が期待をできるということをホームページで公表し、そして全ての小中学校の授業やあるいは先生方が作るプリントや情報紙というのですか、そういうものについてもこのUDフォントを活用するというのをこのホームページの中で公表をしているわけなのです。

そして今、私の調べてみた限りでは、いわゆる全国の自治体からも視察だとか注目を一身にそこで集めているということなのです。そもそもUDフォントの始まりというのが視覚障害者を対象にした養護学校などの教育用として導入をされてきたわけなのですが、教育長ご存じのようでございますからこれ以上申しませんが、それが一般のやっぱり小中学生の教育の中においても非常に大きな効果が期待できるということについて、私は教育長と同じ共通点に立てるといふふうに思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私自身まだ研究不足といいますか、そういったようなところがありますので、これからそのユニバーサルフォントを使うことによる効果というふうなことについては研究をしていかなければならないというふうに思っています。

例えば、その教科書だけではなくて、先ほどお話しのように学校から家庭に発行されるいろんな文書があります。校長が作る校報であったり、担任が作る学級通信であったり、保健室からの保健便りとか、果ては給食の毎日何を食べるかという、ちょっと頭に思い浮かばないのですけれども、そういったようなものが全てユニバーサルフォントを生かしながらというふうなことにするとすればです、これは言ってみれば意識改革というふうなことも学校にとって必要になるだろうと、それぞれベテランであれば今まで使ってきたフォントなり何なりということ、慣れておりますので、それを切り替えるというのには少し時間をかけて現場と話し合う必要があるだろうと、

そんなふうに思っていますので、まさにこれからというふうなことでありますけれども、考えていかなきゃならないと思います。

加えて、学力との関わりというふうなことでありますと、特に、例えば教科書を使ったときに読み取る力、読解力と言いますが、そういったところにこのフォントを活用することによって子供がずっと理解が早まったとかというふうな実態もあるというふうなことなわけですが、その辺あたりについても一つのフォントをツールとして使っていくというふうなことの効果、そういったことについては、実際に見ながら検証していかなきゃならないかなというふうに思っているところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の教育長の答弁は、私は大歓迎をしたいというふうに思います。特に、教職員用のPCが全て更新をされたと、もちろんその更新をされたPCのソフトの中にこのUDフォント教育用、こういうものも、教育用ではなくてUDフォントの教科書体というものも装備をされておるわけでございますから、改めて何かの投資、出費が必要というものではございません。

したがって、先ほど教育長がおっしゃられましたように、やっぱり子供たちあるいは生徒一人一人の学力向上につながっていく効果が認められているだけに、ぜひ教育長が言われた教職員の意識改革とともに進めていっていただきたいと、そこで最後にお伺いするのですが、そうすれば、もう既にPCが配備をされている中で、まず教職員の意識改革と並行して、どのような学校長などを含めた教職員と議論をしながらスケジュール的に進めていくのか、そのことについて最後にお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

現場との協議の手順というふうなことになるかと思いますが、まずもって校長等会議で話題提供して、そこで学校現場の実情というふうなことを把握しながら、まず校長先生方に理解をいただくというふうなことからスタートすることになるかなと、そんなふうに思っています。

年度途中でありますので、次年度に向けてというふうな格好になると思いますけれども、そこでその先のことについては、どういうその研修会を持つとか、あるいは実践事例を明らかにしながら、資料を提供しながら、現場でもって協議していただくかというふうな形で進めることが今後考えられる手立てかな、方策かなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

次に、改正森林法に関わる本町での取組についてお伺いをするわけですが、先ほどの町長答弁は、かいつまんで言えば、このようなことを述べているわけですね。経営管理権の集積

計画によって林業経営体による森林の適切な経営管理が行われると、結果として森林資源の循環が促進し、森林の成長産業化につながると、このように述べたというふうに私は受け止めるわけです。

これは論理的には全くそのとおりなのですね。全くそのとおりでありますし、改正森林法の目的も実はそこにあるわけなのです。そうすると、ひとつ町として検証していかなければならないものが出てくるというふうに思うのです。

そこで、まずお伺いをしたいのですが、答弁にあった森林経営体と言われる組織の一つとして一関地方森林組合という組織があります。その一関地方森林組合が去る8月12日に青木町長に対して林業振興に関する要望書を提出をされました。この要望書の内容を拝見をいたしますと、この地域の森林を取り巻く現状とそこに横たわっている課題を子細に分析をして論じていますよね。私はこの改正森林法の取組を進めるに当たって、この一関地方森林組合が町長に提出をした要請書の7項目というのが極めて大切な課題だろうというふうに思うのですが、町の見解をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

森林組合からの要望は森林環境譲与税の用途についてであり、町内における森林管理の現状と課題を森林経営管理法に照らしながら分析されております。森林組合は町の森林行政に精通しているからこそその要望内容であり、今後の制度の執行に役立てていきたいと考えているところであります。

また、要望事項については、制度を進める上で検討し、可能な範囲で応えていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に前向きな答弁をいただきました。新しい森林経営管理制度、この下では森林管理の意欲の低い森林所有者対策として市町村が管理をしながら、意欲を持つ森林経営者、いわゆる森林組合などですね、こういったところに林業経営を集積をしていく、集約化を進めると、こういう仕組みがつけられました。

先ほど町長は答弁の中で、この森林管理法、経営管理法によって法的に町が縛られることはないと、このように述べられましたが、管理法では市町村に対する努力義務を課しているわけです。その一方で、今までになかった新たなこととして、森林所有者に対する法律的な責務が課せられると、その法律的な責務が所有者に課せられるがゆえに町は集積計画などをしっかり作りなさいと、このような構図になっているのです。

そのために森林管理法の中では、市町村が次の4項目について取り組まなければならないということになっています。1つは、管理が適切に行われていない森林を特定をすること、2つ目は、

その森林の所有者に今後の管理の意向を確認をすること、そして3つ目は、所有者から町が管理を委託された場合は、集積計画をつくるとともに林業経営者、いわゆる森林組合などに再委託をすることと、そして林業経営に適さない、いわゆる利益が出ない、このような森林について町が管理をすると、こういう大変な作業が実はこの法改正によって自治体に努力義務として課せられたわけです。したがって、この取組をどういう体制を整備をしながらつくるかという課題が今、町の中には惹起をしてくれているのだろうというふうに思います。

そこでお伺いしますが、町民の民有林でいわゆる法が言うところの適切な管理が行われていない森林の実態を現在町では把握できているのかどうかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

町内にある森林は約3,000ヘクタールございます。そのうち、先ほどお話しされた民有林は2,700ヘクタールほど、そのうち私有林は802ヘクタール、そして適切な管理が行われていない森林は約470ヘクタールとなっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、これから森林境界の確定だとか様々な作業が出てくると思うのですが、いずれにせよこの改正森林法の制度を取り組む上で、先ほど話をした4項目を含めて取り組む上で町にはどのような課題があるというふうに分析をされておられるのですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

この制度を円滑に運用していくためには、また確実に増大すると思われる業務に対して実施体制の整備が不可欠だと考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に大事な部分でございます。実は林野庁がこの森林管理制度に関する知見やノウハウの共有を目的に取組の先進事例を林野庁のホームページで公表していますね。東北では秋田県が取組が載っています。それから、特にも成功事例として岡山県の西粟倉村という村、これ人口が約1,400人、町の面積は平泉町よりも約5平方キロメートル少ないという非常に小さな村なのですが、ここで実践をしております森林バンクの先駆けとも言える百年の森事業というのが、今この森林改正法の施行に合わせて、実は注目を浴びているということが林野庁のホームページを見れば分かるわけでございます。

先ほど答弁では、この制度を円滑に運用するためには、確実に増大をする業務に対してしっか

りと応えることができる体制整備を必要とすると、このように述べられたと思うのですが、つまり先ほど紹介した4つの体制整備のほかに林地境界台帳の整備やあるいはその台帳を公表することによって台帳所有者から修正申告がされた場合の取扱いなども含めて最後までやらなきゃいけないと、こういう内容になっているわけです。つまり、このように煩雑に増大する業務を大変申し訳ない言い方かもしれませんが、今の農林振興課の体制では弱点と限界があるのではないかと、私はこのように見ているわけです。

そこでお伺いをしますが、こうした、まさに膨大に増大する業務に対応するためには、専門的な知見を持っている人材の確保、そういった人間の新たな雇用というのが欠かせないということにつながっていくと思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

先ほど林野庁の事例とかの話がありましたが、林野庁では制度を実施するに当たり、専門的な知見が必要となることが想定されることから、林業技術者の確保を求めているところであり、また、職員の事務負担軽減の観点から、事務作業に対して民間に委託することも可能であるということを示されております。

そのことから、地域林政アドバイザー制度の活用や県への代替執行、また民間委託など効率的かつ効果的な手法を今後検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

言うは易し行うは難しという言葉がございますが、正直言って課長も大分頭を痛めているのだろうと、こんなふうに思います。

そこで、町長の政治判断を私は求めたいというふうに思います。それは、町長もご承知のように今、課長も述べられましたように、林野庁は平成29年度から市町村が主体となって新たな森林管理システムを構築するに当たって林業技術者を雇用したり、あるいは森林組合などに業務委託をする場合の経費の一部を特別交付税措置をすると、そういう中で、課長言われた地域林政アドバイザーなどの雇用につなげてほしいという制度を創設をしたことはご案内のとおりであります。

一方、県では平成18年からこの森林環境譲与税の制度化とは別に、いわての森林づくり県民税というのを1,000円ずつ徴収をして、林業の専門職員が少ない市町村の体制整備支援を進めると、このようにしておるわけです。第1期の取組では225億円も余したようでございますが、そこで私は町長に政治判断を求めたいというのは、先ほどの課長の答弁から見えるのは、やっぱり森林業務に専門的な知見を持っている職員といますか、人といますか、そういう人の雇用がこの制度を円滑に進める上では欠くことができない前提条件だろうと、したがって林野庁の地域林政アドバイザー制度や県の体制整備支援などを積極的に活用して、専門的な知見を有する人材を雇用するという決断をすべきではないかと思うのですが、町長いかがですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの質問の中でも言うのは簡単だと、いずれやることは大変難しいという話をしていたできました。まさにこのことについては、この平泉が、この当地域が農業遺産に今取り組んでいるわけでありますけれども、それをやっぱり円滑に、そして後世に伝えるべく、そういう景観もですし、そして山も管理をきちっとやっぱりやっぴいかないと、この農業遺産に手を挙げる目標の一つでもあるわけですから、それをやっぱりしっかり取り組んでいかななくてはならないということで、ここ数年来、特に長島地域にですが、間伐の、これは森林組合と林野庁とも協議しながらやらせていただいたのも、いずれ適正な管理を今後は迫られる、特に議員もご承知のとおりですが、結局共有林も自分の土地がどこにあるか分からない、しかし今回のそういった間伐によって、間伐も入っていただいたのですが、初めて自分のうちの山がどこにあったか分かったという人も実は地権者には多くあります。

といったように、まずは自分たちの山を、また地域の山を今後どうやっていくかということは、町の方針と同時にそれを持っている地元の方々ともやはりきちんとやっぱりその辺は意向もですが、やっぱり膝を交えて議論する必要がある、お話をする必要があると特にあるというふうに思っております。この計画は大変膨大なものだというふうに思っております。

先日、森林組合で見えられたときも、その森林組合そのものがまさにそれに従事する人を探すといえますか、お願いするのも大変苦慮しているという、そういう状況もお話を受けたのも事実であります。そういった意味では、今後さらに計画性といえますか、どういう山にやっていくのかということ計画づくりするためにも、結果としては最終的にはそうした力を、アドバイザーのお力をお借りしないと、むしろそのアドバイザーは俗に言う専門的にその仕事を従事してこられた方がやはり最も適任だというふうに思います。特に、あんた時間ありそうだからやってみないかというような話にはならないというふうに思います。特に、そういったことに精通している方が今後配置をしてこの計画を、またこの制度を活用しながら、地域の山をまさにどう治めるかということが大変大事なことだというふうに思っております。

先般のまずは山の間伐、そして整備をしていくためには、まず林道を整備しなくてはならない。そういったときに長島地区でありましたけれども、あるところまで行ったら、やっぱり所有者が東京の方だったと、それをお話ししたらば一切そういうことには関わりたくないということで、実際はその林道はできなくて途中で引き返したという例もあります。そういった意味では、そこには権利も出てきますし、膨大な事務量といえますか、作業量が出てくるというふうに思います。そういった意味では、総合的に営林署とも森林組合ともしっかりその辺はつなぎながら配置等を今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

所有者の意向は把握をしながら今後の森林管理の在り方についてもしっかりしたものをつくっていきたくと、こういうことでございます。本日も10時からこの2階で森林相談会が開催をされておりまして、一関森林管理署の担当者がお見えのようではありますが、先ほど議会始まる前にちょっと意見交換をさせていただきましたけれども、ぜひ今の町長の答弁を実効あるものにしていただきたいというふうに思います。

蛇足になるかもしれませんが、昨日の監査委員の監査意見の中で、いわゆるライフワークバランスについて業務の適切な管理が図られるように思い切った取組をしてくれと、こういうことが述べられているわけでありますので、ひとつよろしくそこは前向きに取り組んでいただけるように、さらに求めておきたいというふうに思います。

そこで、そうした人的な配置やあるいは体制整備を進める上で、冒頭お話を申し上げましたように森林環境譲与税、この取扱というのが今後やっぱり大きな焦点になっていくのだろうというふうに私は思います。お話をしましたように、町には既に400万円余りが交付をされておるわけですが、この既に交付をされた環境譲与税の今までの使途内容、それから今後とも交付をされる環境譲与税の使途についての考え方をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

環境譲与税の使途につきましては、西行桜の森整備事業に充当しております。令和元年度は大文字周辺の下刈り、今年度は景観上支障となっている樹木の伐採をする予定であります。

今後の森林環境譲与税の使途につきましては、法令で定められているところではありますが、譲与税を有効に活用するためにも活用方針を策定する予定であります。令和3年度以降の使途については、活用方針に沿った活用を考えておりますが、長期的な視野の下、より効果的な使途をしていく必要があると考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほど、既に町に交付をされた額が400万というお話を私させていただきましたが、来年度以降というのは決まっているのでしょうか、交付税額というのは。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から交付されているということですが、令和2年度は元年度の2倍ほどの額となっております。令和元年度が130万ほど、今年度が260万ほど、これが令和3年度まで見ておりまして、あと令和4年度からは330万ほど、令和6年度以降は450万を見込んでおります。県と町の割合が大体今は8対2ですけれども、9対1になるとい

うふうなことで、そういった国からの情報を見込んで、今財政計画のほうにもそういったことで収入として見込んでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほどの農林振興課長の答弁では、この譲与税の活用方針を作成したいと、このように言われたわけでございますから、それに絡んでちょっとお伺いをしたいというふうに思うのですが、いわゆる森林環境譲与税の使い道について、この法律の成立過程の中で林野庁の森林整備計画課が質問主意書に対して答弁しているわけですが、その答弁書の中で各自治体において、使い道ですよ、各自治体において地域の実情に応じた森林整備及びその促進に必要な効果的な取組が進められるように市町村等へ周知をしていきたいと、このように質問主意書に対して答弁されているわけです。

つまり、森林環境譲与税の使い道というのは極めて大ざっぱであって、実際の使い道はその裁量が市町村に任されているということでございますから、ぜひ課長答えられた活用方針を作成する中においては、やっぱり今まで取り組めなかった事業といたしますか、こういうことをしたいのだけれども、財政的な事情や人的な事情やそういうものがあって取り組めなかったという部分についてもぜひ有効かつ積極的に活用することができるように方針をつくるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

議員がおっしゃるとおり、譲与税の使途については細かく規定されている国庫補助金とは異なり、地方団体に一定の裁量があると考えております。また、活用方針の考え方につきましては、喫緊の課題である森林整備に対応するための制度化されたことを踏まえまして、既存施策の予算に充当させるのではなく、新規あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てていくことが適切だと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは、平成18年から岩手県が森林づくり県民税を取り組んで、第1期の5年が終わったわけでございます。ところがその使い道を見ますと、実は22億5,000万円も県民の皆さんから集めた税金が使い切れずに積み残しになっていると、なぜ使い切れなかったかと、いわゆる事業対象とする森林を特定することができなかったということが、県が公表している資料の中に記されているわけですね。

そこで、私は本町の中で、やっぱりそうした実情を見たときに、これから令和3年から向こう

5年間取り組まれる、この県の森林づくり基金の有効的な活用する事業として本町における森林管理の要請と申しますか、あるいは対象林としての立候補するとか、そういうような積極的な取組が必要ではないかというふうに思います。県は向こう5年間で10項目の取組課題を明確に定めて各地で住民の皆さんの意見などを聞いて回っているわけです。もう既に平泉は終わったようでございますけれども、ぜひ今後5年間の取組の中で能動的に平泉町として、その県の事業に参加をしていくべきではないかと思うのですが、その考えはございませんか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

県民税につきましては、現在もいわて環境の森整備事業に活用しており、アカマツ林の広葉樹林化を進めているところであります。これにつきましては、次期計画でもそれは充当していきたいと考えておりますし、作業道の設置が新規で制定されたところであります。林業経営の条件向上を目的として作業道の設置を新規に取り組んでいきたいと考えております。

今後も森林環境譲与税といわての森林づくり県民税を効果的に組み合わせ活用し、より適切な森林管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

分かりました。最後になりますが、いわゆる新しいこの森林管理法、経営管理法というのは、あくまでも山の整備をする法律でしかありません。木を切り出して、その切り出した木材をどのように使って地域の活性化につなげていくのかと、このことが実は問われているわけでありまして。町長が述べられた世界農業遺産の候補地としてやっぱり景観上見てもよいという、そういう状況をつくりながら、地域の活性化につなげる、こんなことが求められているのだらうと思います。

新たな森林管理システムが実際に稼働するまでには、まだまだ時間がかかりそうでございますが、やっぱりこの入り口の取組でしっかりと体制整備をしていかないと森林の荒廃を食い止めることはできないだらうと、ましてや地域の活性化につながるような林業の産業成長化、答弁で述べられた産業成長化というものには結びついていかないというふうに思います。町として初めての取組であり、かつ人材も厳しい中での取組となりますが、ぜひ本来この森林経営管理法が求めている目的をしっかりと15年のスパンの中で取り組んでいただくことを求めて私の発言を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告6番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

通告6番、猪岡須夫であります。

質問に入ります。

私は、これから5年間で200人、人口が減り、そしてこの5年間で人口が200人減った長島に住んでいます。人口が急速に減り、高齢化が進み、地域の活力が奪われようとしています。私は当然これからも住み続けようと思っておりますけれども、寄ると触ると皆で将来の心配です。独居や老々介護、看取り、生活手段の確保、先の農業をどうするか、同居していない子供たちの将来、墓の管理などなどです。

地域で互いに支え合う気持ちは皆さん当然のようにお持ちです。共同作業も何とか続けていられます。でも、高齢化が進んでおります。これからの5年で高齢人口が15歳から65歳の生産年齢人口を超えると、そういう地域であると、この人口ビジョンで示されております。町に何ぼでも助けていただきたい、そういうことです。

では、通告いたしました3点質問します。

1つ、改正社会福祉法について、2つ、次期総合計画策定について、3つ、少子化対策について。

伺います。1つ目であります。来年4月施行の改正社会福祉法、この改正は、特にも今は分野ごとに窓口が異なりますが、人や家庭や地域に重なって同時に表れるようになった課題を今、情報が共有や集約されずプライバシーの保護という形で断ち切られ、支援が途切れ、必要とされる支援が各所で行き詰まっております。それを一括してほかに困っていることはありませんかと聞ける、声がけできる窓口をつくりなさいと、つくっていきなさいと、そういう法であります。

介護、育児、子育て、障害、生活困窮、ひきこもり、成年後見、そしてあと数年で始まる8050問題。複合的な課題をほかに困っていることはありませんかと声がけすることで各機関につなげたり、重ねて一つの窓口で相談支援を行える、そういう窓口をつくるならば、裁量も込みで国が地方自治体に財政的にも支援しますよと、そういう窓口をつくりなさいと。いわゆる重層的支援体制整備事業と呼ばれるものですが、その改正法への町の対応を伺いたいと思います。

続いて、次期総合計画策定についてです。

まず、平成28年、2016年作成の人口ビジョン、非常によくできております。かなり正確に人口動態が予測されておりました。この5年間で振り返ると大変感心します。今年国勢調査が実施されますが、人口ビジョンの現行化はどうお考えでしょうか。次期計画に反映させていく形を取るのでしょうか。

次いで、平成28年ビジョンには長島地域は急激に人口が減り、高齢者人口が重ねて多くなり、

そしてお互いさまだからという形で許されている、運転していることを許されていると考えているドライバーさんがたくさんいらっしゃいます。免許も車も返せない、生活できないのです。でも、このままでは事故を起こしかねない、自分がです。自分が事故を起こしかねないと考えているドライバーさんがたくさんいらっしゃいます。超高齢化社会において明らかに必要とされる福祉政策、交通弱者を救い、悲惨な結果を招かない、安全で大事な施策、広報でもいろんな機会にも町長さんは何度も意欲を表明なさいました。高齢者への簡便で安価な交通手段の確保策について伺います。

また、新型コロナウイルスが福祉や医療の施策にどのような影響を与えるか否か、例えば新たなワクチンの普及が一般化され普及し、定着し、弱者対策が確立されるまで、去年の12月までと異なり、今の体制を維持し続けなければならないと考えられます。見解を伺います。

最後の項目として、少子化対策について伺います。

まず私は、絶対人口の減少については、対策は移住してくださる人たちへの対策だと考えております。近年の移住世帯数の推移と定着状況、また転出していらっしゃる方たちがなぜ転出していくのか状況を伺います。

次に、町民に魅力ある町と映らなければ、新たに移り住もうとする皆さんに魅力ある町とは映りません。パートナーを探しているかもしれません。もうすぐ家族が増えるカップルかもしれません。移住先を探している小さな子供がいるかもしれません。待機児童の現状と対策については昨日伺いました。待機児童が3人いると。待機児童が発生している町に魅力を感じますか。伺います。

最後に、町に移住し、結婚を望まれるかもしれません。結婚支援の現状、新たな支援策を伺いたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

猪岡議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の改正社会福祉法についてのご質問の重層的支援体制整備事業への取組について伺うにお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されたところであり、この改正社会福祉法に基づき市町村において地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月から施行されることになっております。

国では、制度分野の枠や支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティー地域や社会をつくっていくための支援体制の整備を進めてきているところ

であり、この事業における相談支援及び地域づくりにおいては、介護、障害、子供、子育て、社会、生活困窮分野の既存の各事業を一体的に実施していくこととしております。

そこで、先ほど申し上げた3つの支援の具体的な内容として、1つ目は、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援。2つ目として、本人、世帯の状況に合わせ、地域資源を生かしながら就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。3つ目として、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援であり、これらの支援を総合的に推進していくことが必須となっております。

当町では、このような事業に取り組んでいくためには、当然総合相談窓口の設置や相談専門員の配置、さらには関係機関、団体や地域住民との議論なども踏まえ、考え方等を共有していくことが重要であると考えていることから、今後、事業内容を関係機関等と十分に協議、精査しながら当町における地域共生社会の実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、次期総合計画策定についてのご質問の国勢調査が実施されるが、計画策定の基となる人口ビジョンの見直しの考えがあるか否かにお答えをいたします。

現在の平泉町人口ビジョンにつきましては、平成28年3月に策定し、令和22年の将来人口目標を5,400人と設定しているところでありますが、今年度で策定から5年が経過することや現在町の総合計画及び総合戦略の改訂作業を進めていることから、それら計画との整合性を図るためにも、人口ビジョンにつきましても現在改訂作業を進めているところであります。今年度中には公表する予定といたしております。

次に、高齢化が急速に進む中、交通手段の確保策について何うのご質問にお答えをいたします。

交通手段の確保につきましては、効率的な公共交通を確保していくことが必要であることから、町では平成30年度に平泉町地域公共交通会議を設置し、地域にとって望ましい公共交通の在り方について協議を重ねております。今年度は患者送迎バスを利用されている方への聞き取り調査や公共交通に関するアンケート調査を行う予定としており、それらの調査結果を踏まえながら公共交通の組合せによる運行体系を確立すべく、引き続き公共交通会議において協議を重ねてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症により、福祉や医療等の施策にどのような影響を与えるか何うのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症によって、町民や事業者などに大きな影響が出ておりますが、今後の生活や企業活動を見据えた場合、これまでに経験したことのない対応や生活スタイルの見直し、サービス提供方法の見直しなどが個人や団体、企業、町など、それぞれに求められていくものと考えております。

このことは、福祉や医療の分野においても同様であり、新しい生活スタイルの中での福祉、医療の提供体制の確立や福祉、医療従事者の安定確保に向けた取組などが必要と考えており、特に福祉や医療については、命を守る分野でもありますので、それらを踏まえた施策についても総合計画に記載していく必要があると考えております。

次に、3番目の少子化対策についてのご質問の近年の移住世帯の推移と定着状況、また転出世

帯の状況について伺うにお答えをいたします。

過去5年間の転入と転出の傾向を見ますと、いずれの年も転出超過となっております。5年前は転入者が200人ほどおりましたが、昨年度は150人程度となっております、転出者は200人から230人程度で推移しております。移住・定住対策といたしましては、国でも空き家バンクの活用や移住支援金制度により、東京圏の一極集中から地方への人口移動を促進しているところであり、当町においても取り組んでいるところでもあります。

広域圏の先進地事例を参考にしながら、また子育て支援の充実なども取り入れ、今後も移住・定住を促進してまいります。

次に、待機児童の現状と対策について伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉町内の待機児童数は3名で、うちゼロ歳児2名、1歳児1名おります。ニーズ量に見合う保育人員の確保ができないことが課題であり、引き続きハローワークでの求人募集及び岩手県保育士、保育所支援センター内で求人募集及びマッチング、潜在的保育士対象の出張相談会や保育士カフェ等のイベントの周知をし、保育士の補充に努めてまいります。

また、町内保育所運営では受入れ人数に限界があることから、保育の受皿を拡大できるよう、地域型保育事業の運営を検討し、地域の子育て支援機能を維持・確保できるよう努めてまいります。

次に、結婚支援策の現状と対策について伺うのご質問にお答えをいたします。

現在、結婚支援策として新婚世帯の新居購入費や家賃、引っ越し費用を助成する結婚新生活支援事業やいきいき岩手結婚サポートセンター、i-サポというお見合い事業の会員登録助成に取り組んでおります。i-サポにおきましては、当町の会員で会員外の方と成婚するケースもあり、一定の効果が現れているものと感じております。

また、広域圏のメリットを生かし、一関市、栗原市、登米市と合同で婚活イベントを実施しており、昨今のコロナ禍においては、各種イベント自粛を余儀なくされているところではありますが、参加人数の見直しや衛生管理を徹底し、今年度も実施する方向で検討しております。今後とも出会いの場の提供と結婚後における支援の2本柱の施策に取り組んでまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

再質問を順を追っていただきたいと思えます。

重層的支援体制整備事業から始めます。検討なさるそうです。ただ、現実の課題として個別の支援でも継続的なものが多く、新たな問題が、介護サービスを求められて、そのお宅にひきこもりがあったとか出てきたりします。継続的なものや支援担当者が複数必要だったり、担当者の身体的な危険に陥ったり、それから想像できますか、最悪の第一発見者になる場合があるということ想定して訪問なさっていたり、支援しながら状況を悪化させるわけにはいかないという使命感で従事なさっているヘルパーさんたちがいらっしゃいます。

介護や育児やひきこもり、生活困窮、成年後見、ところで団塊の世代というのは当町にはどれくらいの方たちがいらっしゃるのでしょうか。1947年から1949年の生まれの方たちですね、質問です。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、質問のありました1947年から1949年までの世代の町内の人口というお話でございましたが、今手元には資料がございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

8050というのは、団塊の世代の方たちが80代になって、その際に50代の方たちがぶら下がっているお宅があるということです。やはり80代ともなりますと、終活の段階に入ると思います。そういう方たちが後々生活困窮者となる家族を、子供たちを養育していると、それが8050問題です。1947年、1949年ですから、70代をちょっと超えた方たちですね。その方たち免許証も持っていますし、10年するとどうでしょうね、そういうことなのです。ですから、例えばそういう方たちの間で噴出してくるだろう諸問題、ニーズが出てきてからでは福祉は多分遅いですよね。そういうことなのです。

だから、介護サービスを求めて、介護を欲しくてといったらほかの相談支援も重なって出てくるのがよくあるということなのです、現実には。ですから、窓口が今現在は分野ごとに違うのです。その上、プライバシーの保護とかいって保健センターと町民福祉課の間で情報交換があったり、それから生活保護を受けたいけれども、土地や家屋、売れもしない土地や家屋に住んでいらっしゃる方、そういう方たちは果たして社会保険料とか税金とか普通に払っているのでしょうか。国民年金だけかもしれない。

そういうことに対しての包括的な支援をいわゆる地域包括なり子育て包括なりではなくて、全部ひっくるめて1つの窓口でワンストップでやりましょうというのがこの重層的というやつなのです。もちろん専門家が必要になると思います。また、差配役として偉い人が必要になるかもしれない、そういうことなのです。

ただ、裁量を認めるよ、それから財政的な支援もするよ、今から準備しましょうというのがこの改正福祉法です。いかがでしょう、町長さん、検討するではなくて、始めっぺとおっしゃっていただけませんか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

昨日、升沢議員の質問にもお答えしておりますが、いずれ包括的な支援体制を来年度には設置する方向で今検討に入っている段階だということで、そういう答弁をさせていただいたところであ

ります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

子育ての包括ですよ、ではありませんでしたっけ。介護も成年後見ですよ、これは。地域づくりもあります。

続けて伺います。ということは、検討しますで、やりたくないという感じですね。

高齢独居、高齢夫婦世帯、人口ビジョンには10年前、平成22年に2,605世帯中404世帯だよというのがありました。10年たちました。今、どんな状況でしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

すみません、404世帯のもう一度項目を教えてくださいよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ビジョンの10ページ、平成22年404世帯、これが今どうなっているかという数字はない。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

人口ビジョンにおける高齢者世帯の推移という項目のページだと思いますけれども、国勢調査の結果からですが、平成22年、今おっしゃっていただいた数字でございますが、今現在平成27年の国勢調査の数字が最新でございます、501世帯となっております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

5年で100世帯増えているわけですね、おおよそ。これ恐らく独居とか老々夫婦、週に一遍とか月に2回とか、子が見守りに来ますよというのも入っているのでしょうかね。聞いたところでは、あのうちは独居でないんだとやとか高齢夫婦ではないんだとやとかという話を聞いたんですけども、条件、それを独居だとか老々世帯だとかという条件というのはちゃんと決まっているのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この人口ビジョンにおけるこの高齢者世帯の推移ですけれども、高齢者の単身世帯が1つ、そ

れから高齢者の夫婦世帯数、これの合算の数字となっております。国勢調査でそういうふうな聞き取りの項目がございますので、そのトータルの数字ということになります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

では、今回の国勢調査でまた新たな数字が出てくるということですね。分かりました。

実は、私、福祉有償運送のドライバーをやっているのです、この7月から。いろいろお話を伺います。1時間でも4時間でも5時間でも我々は有償で500円頂きます。大きな一関、前沢、衣川がエリアです。でも、やれることがないのですね。1つの病院までしか行けないのです。病院をはしごできないのです、とかいろんな規制があります。でも、一関、前沢、衣川、行って戻って1,600円です。平泉町内4時間かかったりするのですけれども1,000円です。とてもありがたいとおっしゃっていただいております。簡便で安価な移送サービスですけれども、要介護2以上、それから各種手帳をお持ちの方しか利用できません。

こういう方たちへの支援というのもまたなかなか朝の9時に来てけると言われると、車を出して行くのにお宅の前で待っていらっしやいます。乗せるのに5分、10分かかります。その上、いろいろお話していただきます。でも傾聴ボランティアではありません。

話を戻します。検討する、それから子育て包括、地域包括、これは全部合わせてです。いつからか言っていただけるとありがたいです、検討を開始することを。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この事業を行うためには先ほど町長が答弁いたしました、取り組んでいくためには、当然総合相談窓口の設置や相談専門員の設置、さらには関係機関団体や地域住民との議論なども踏まえ、考え方を共有していくことも重要であることと考えていることから、今後、事業内容を関係機関等々と十分に協議、精査しながら当町における地域共生社会の実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますということを重ねて答弁させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

次期総合計画策定について重ねて伺います。

来年の4月からの10年間のスパンの計画と理解しています。平成28年、2016年に人口ビジョン発表されています。その中で、影響の分析、考察の章で各種影響の整理が示されています。いわゆる子供の数はあまり変わらない、高齢者が占める割合もあまり変わらない。ただし、生産年齢人口、働くことが可能な人口ですね、これが大幅に減り、雇用の確保に水を差すと予想しています。個人町民税、法人町民税の税収減少、そして消費活動の減少、買物に行かなくなるのですね、お金なくて。人口の減少により基準財政需要額が減少し、結果、地方交付税の減少が危惧されると

しています。

ビジョンが策定されて5年たち、次期計画が策定されようとしています。5年たった現在の状況、町民税、個人の町民税、それから法人の町民税、これの5年後、10年後の見通しは、例えば、誘致企業があったからこれだけの法人町民税が考えられるよとか、どうでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

個人の住民税と法人町民税の5年後の推移ということでございますが、基本的な人口の推移に基づいて算出するものと考えております。この前の5年間というのは、当然人口が減ってきておりますので、個人の町民税、法人の町民税も5年前から減少はしてきていると、この状況は今後5年間も続くものと予想はしておりますが、正確な数字といたしますか、予想につきましては、人口ビジョンの人口の推移を見てということになるかと思えます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

誘致企業があった、それからコメリや薬王堂が入ってきた、でも中小の事業主さんの税金は減ったが大ざっぱでしょうか。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

個人の町民税については微減傾向にあります。法人町民税につきましては、法人の収益の推移ということになりますが、法人の収益もそんなには伸びていないということもございますし、法人町民税は国の法人税の税額に対して税率を掛けて出すものでございますが、法人町民税の税率自体もこの5年間で9.7%が6.0%にたしか減っているというふうなこともございますので、法人町民税のほうも微減しているというふうに記憶をしておりました。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

そうしますと、企業の誘致は雇用の確保だけなのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

企業誘致の効果ということだと思いますけれども、もちろん雇用の確保というものは当然ございます。そして、そこに勤める方が町民の方であれば、当然町民税というものも関わってまいります。それから、移住あるいは定住にも結びつくものというふうに考えてございます。

先ほど、議員のほうからも若干ありましたが、その転出が多い、それから移住が重要ではない

かというふうなお話があった中で、もう一つ、定住もやはり重要だというふうに考えてございます。この定住を進めるためには、やはり雇用の場があってこそ平泉町内に残ると、転出超過の中でやはり職場を求めて転出する方という方も相当数いらっしゃるというふうに想定されますので、まずはその雇用の場を確保することによって、雇用だけが確保するというのではなくて、定住、そして平泉町に残る人口、それから今例えば東京圏にいらっしゃる方が、職場ができたのであれば戻る、こういったもので町の活性化につながるものというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

高齢者の交通手段確保についてなのですけれども、高齢者免許が1,721ありますよというお話を昨日伺ったように考えていますけれども、高齢人口がどんどん増えていくよというときに、その高齢者の所持する免許の数がどんどん増えていくよということですよ。でも、戦々恐々として自分が事故を起こすのではないかと考えながら車を動かしている、生活のために動かしていると、そういう方たちがたくさんいらっしゃいます。本当にこの高齢者の交通手段、簡便で安価な交通手段の確保をぜひお願いしたいと考えます。

話がちょっと変わりますけれども、お年を召した方たちの足元の話です。町内15区の竜ヶ坂にいこいの結という施設ができました。あそこの南側の町道は何というのですか。東西に走る南側の町道ですが。

（「竜ヶ坂線」の声あり）

3 番（猪岡須夫君）

後ろのほうから竜ヶ坂線というお話をいただきました。あそこ、実は洗濯物を取りにいったり納めにいったりするお年寄りがシルバーカー危ないと、角度が急はもうしょうがないのですけれども、非常に荒れていると。それから、訪問したよその人がやっぱり主要地方道に上がっていくために非常に危険だと、それから地域住民の方がそのシルバーカーを見たり、それから来訪者の運転を見たりして、非常に安全を危惧されています。

ホームページに直近の5年間は舗装、修繕予算はないとあります。ただ、ああいう町道で何か起きたら大変だと思います。把握していらっしゃいますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町内道路に関しましては、数も相当数ございます。その中で舗装、未舗装の道路というものは、把握はしてございます。あとは整備については、実際どこを事業化して改良、舗装していくかということにつきましては、総合計画とか実施計画の中で優先順位をもって選定して行っていくという流れになってございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

分かっていないということですね。

ところで、コロナウイルス対策絡みですけれども、集団健診が1か所化されました。これは当面続くんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

平泉町で実施しております様々な健診についてですけれども、今年度につきましては、密を避けるということと感染防止対策を徹底していくということで、保健センターでの開催をさせていただきました。今年度の実施状況ですとか受診者の状況を、まだ健診も終わってございませんので、今年度の状況について精査いたしまして、来年度の開催実施場所ですとか実施内容については、またさらに健診機関等とも協議をしながら考えてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

これについては、昼間の移動の手段がないという方からやっぱり大変だよという話を伺いました。地域的にも乗せていく、乗せてもらうというスタイルを取らざるを得ないのかなとは思いますが、健診率を上げるという意味では、やっぱり対策があったらいかがでしょうかと考えます。

次の質問、少子化対策に移らせていただきます。

人口減少、これ劇的に増やす方法はまずないと思います。対策として移住者を増やしていくという世界だと思います。今朝の新聞に在宅勤務、脱都心の契機、東京転出超過、地方移住に関心、こういう記事がありました。でも、そういう場所を探している人に、そういう方の目に留まるような魅力のある町でないと移住してくださらないと思います。待機児童がいるような町では多分いらしてくれない。ぜひ待遇にちょこっと上乘せをして保育士さんを集める、募集する、採用する策を考えていただきたいと思います。

やっぱり満たされている、いい町だ、一回転勤で出るけれども、また戻ってきたい、そういうふうな町にしていただけないと、やっぱり移住者は増えないでしょうし、例えばゲストハウスを設けて一定期間、長期間、今特にもにそうですね。IT絡みの方たちは地方に出たいと思っていられっしゃる方が結構いると伺いました。ゲストハウスのようなものを、もちろん家賃を取らないでも自己負担で1年間なら1年間お試しで住んでみるとか、そういう策はいかがでしょうか。

そして、ちょっと考えてみたのですけれども、平泉って海、山、温泉、宮沢賢治、さんさ、それから七夕、1時間半以内のところにあるのですよね。そういうことをゲストハウスで1年間経験していただいて、それに自動車の運転免許の補助だよとかという、ちょっと足して移住者を呼び寄せるような策をお考えいただきたいと考えます。

結婚新生活支援事業ですけれども、婚姻を機として新居の購入経費、新居の借入れの対象経費とあります。その上、34歳以下、世帯収入340万以下、対象経費と34歳以下、340万以下、これ厳しくないですか。お祝い金とかという形にならないでしょうか。移住のお祝い金、結婚のお祝い金、いかがでしょうか。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

結婚新生活の支援事業につきましては、今議員からご指摘のありました条件等で実施をしているところでございます。平成30年度から開始をいたしまして、平成30年度に2件の活用がございました。それ以降については、活用がないという状況が続いておりますが、一方の今もう一つ、その移住の支援金というふうなお話がありましたが、それにつきましては、令和元年度から取り組んでございます。これ全県的に地方創生推進の関係の事業で取り組んでおりまして、単身で移住者の場合60万円、世帯で移住した場合100万円ということで、この支援制度については設けているところでございます。

先ほど議員のほうからもお話のありましたとおり東京一極集中、これを解消することを目的に移住に対する支援というものは設けてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ですから、引き合いはありましたか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今お伝えしました移住支援事業については、全県で取り組んでおりますが、これについては昨年度利用実績、盛岡市、金ケ崎町のみということで、平泉町での利用実績はございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

県とか国ではなくて、町で独自にというのを足していけないでしょうかね。やっぱりお金ないですかね。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この事業も町の当然負担もございますので、町としての事業と、国からは当然お金は参りますが、町として取り組んでいる事業というふうに捉えてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、12時になりましたが、あとどのぐらい。

午後、10分ありますけれども。

3 番（猪岡須夫君）

もうちょっと。

議 長（高橋拓生君）

分かりました。

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

大変ありがとうございます。

最後に、親も子も結婚を要望しているような家庭が幾つかあったなら、きっと親御さんたちはお暇だと思うのです。親御さんたちで条件のすり合わせをするような出会いの場を考えてみたらいかがでしょうか。これで最後の質問にします。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町長答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、結婚支援あるいは婚活に関わる部分については、答弁のとおり実施をしまいいりますが、これまでも俗に言う仲人形式みたいなものに対する成功報酬みたいなものは設けてきたことがありましたが、このやはり近年のライフスタイルの変化等によりまして、iーサポというものも今やっておりますが、お互いが登録をして、その中でマッチングを図っていくというふうなもので今は成婚率が上がっているというふうな状況でございます。

その中で、親御さんが関わる部分については、果たしてその息子、娘たちがどう思うのかというところもありますが、現状については、そのマッチング等での対応、それから婚活をやっぱり一生懸命やっていた中でカップル、そして成婚につなげていくということで、現状の事業は継続してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

言うは易く行ふは難しと、以上です。

議 長（高橋拓生君）

これで猪岡議員の質問を終わります。

13時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほどの猪岡須夫議員からの質問に対して、荻山税務課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

先ほど猪岡議員から質問がございました個人、法人の町民税の5年間の動向ということでございまして、私、微減というふうに回答いたしましたが、平成29年、30年、令和元年と個人、法人とも減になってはおります。ただ、5年間ということで、対平成27年ということになりますと、調定額で個人の町民税で500万ほど、法人の町民税で1,100万ほどプラスになっておりますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（高橋拓生君）

通告7番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告7番、阿部圭二です。

それでは、通告に合わせて質問させていただきます。

質問事項は4点であります。そして、この4点は今日一般質問をするに当たって、介護や福祉支援の方々と話をさせていただきました。中央から地方へと今コロナ感染症が広がる中で、多くの不安があることが分かりました。それはもちろん多くの人たち、集団としての学校等などにおいても同様だと思われまじけれども、このコロナ禍の中でも観光の町として観光バスもその先どうなるか分からない。その中で多くの近隣の人たちが平泉町に集まれるような環境整備が必要であると、そういう観点からの質問として考えております。

それでは、質問事項1点目、新型コロナウイルス感染症による影響への対策について。

（1）町民の不安をなくす手段の一つとして、重症化しやすい高齢者及び感染拡大が心配される高齢者施設の職員のPCR検査は実施できないか。

（2）厚生労働省は新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として特例措置を通知しております。算定すると介護事業者の増収となる一方で、利用者負担が増える。利用者の負担増なく介護事業者を支援するために、特例措置を算定しない事業者に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金等を交付することはできないか。

（3）町出身学生への特産品を送る事業は実施された。新型コロナウイルス感染症の影響で大学にも行けず、お盆には実家にも帰れない学生が多かったと言います。こうした学生への引き続きの支援が必要ではないか。また、特産品の継続した送付や経済的支援を検討する考えはないか。

そして、質問事項の2点目、世界遺産の町にふさわしいごみ集積所について。

世界遺産の町にふさわしく景観に配慮したごみ集積所を造る取組が必要ではないか。ごみ集積所の整備に対し町からの補助金交付等の考えはないのか、伺います。

質問事項の3点目、水辺プラザの活用と管理について。

(1) 水辺プラザにグラウンドゴルフやゲートボールのコートを整備することはできないか。

(2) 粗大ごみの投棄もあると聞くが、看板またはカメラ等を設置すべきではないか。

そして、質問事項4点目として、入浴施設について。

道の駅に個人旅行者や大型トラックのために簡易入浴施設やコインシャワールーム等を設置してはどうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部議員からのご質問にお答えいたします。

最初の新型コロナウイルス感染症による影響への対策についてのご質問の、町民の不安をなくす手段の一つとして、重症化しやすい高齢者及び感染拡大が心配される高齢者施設の職員のPCR検査を実施できないか伺うの問いにお答えいたします。

国の第42回新型コロナウイルス対策本部において、今後の新たな取組方針が決定となり、感染拡大地域等においてその機関、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉定期的な検査の実施が行われることになりました。

次に、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策としての特例措置を通知した。算定すると介護事業者の増収となる一方で、利用者負担が増える。利用者の負担増なく介護事業者を支援するため、特例措置を算定しない事業者に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付することはできないかのご質問にお答えいたします。

特例措置は、新型コロナウイルス感染症対策により新たな経費が必要となったデイサービスなどの事業者が利用者の同意を得た上で、実際よりも長い時間サービスを提供したと算定して介護報酬を上乗せできるもので、介護報酬上の取扱いについての特例措置となっております。さきの真竈光幸議員の一般質問においても答弁いたしましたが、当町の介護保険事業は一関市及び平泉町を構成市町とした一関地区広域行政組合が事務事業を執行しております。特例措置の適用の有無及び介護報酬の算定に関することは、介護保険の保険者であります一関地区広域行政組合の所管事務であり、そちらのほうで検討いただけるものと考えております。

次に、町出身学生へ特産品を送る事業が実施された。新型コロナウイルス感染症の影響で大学へも行けず、お盆には実家にも帰れない学生が多かったという。こうした学生への引き続きの支援が必要ではないか。また、特産品の継続した送付や経済的支援を検討する考えはないかのご質問にお答えいたします。

学生への特産品の発送につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な困難に直面している平泉町出身の学生に向けて、地域の特産品などの詰め合わせを送り、学生生活を応援するものであります。また、経済的に影響を受ける家庭への支援として、育英資金貸付者の追加募集を行ってまいりました。育英資金貸付者に対する臨時給付金を支給する支援についても、

現在事務を進めているところでもあります。特産品の発送につきましても、9月1日から申請受付を開始しましたので、まずはこれらの支援を着実に実施してまいります。今後も感染状況等を的確に把握しながら、感染状況に応じた必要な支援策について引き続き検討してまいります。

次に、世界遺産の町にふさわしいごみ集積所についてのご質問の、世界遺産の町にふさわしく景観に配慮したごみ集積所を造る取組が必要ではないか、ごみ集積所の整備に対し町からの補助金交付等の考えはないかにお答えいたします。

平泉町内において現在140か所のごみ集積所が設置されておりますが、設置場所及び管理は各行政区ごとに対応をいただいております。整理費に要する費用についての補助につきましては、平泉町景観形成事業補助金交付要綱において要項を規定し、補助金を交付しております。補助金につきましては、工事の金額が10万円以上のもので対象工事の50%に相当する額以内の額で、その額が20万円を超えるときは20万円を限度として交付されることになっております。

次に、水辺プラザの活用と管理についてのご質問の、水辺プラザにグラウンドゴルフやゲートボールのコートを整備することはできないかにお答えいたします。

平泉水辺プラザ河川敷公園については、国所有の河川敷地を町が河川占用許可を受け、利用しているところでもあります。面積約9万平方メートルの中には散策路、緩斜面坂路、階段、船着場などの構造物と町民農園、多目的広場、親水広場が整備されているところでもあります。水辺プラザへのグラウンドゴルフやゲートボールのコートを整備することは、国土交通省から可能と聞いております。ただし、当該箇所は河川区域であることから、整備、占用に当たっては出水の際に支障とならないか審査が必要であります。なお、町としても、周辺は世界遺産であることも踏まえ、関係者と十分な協議と地域住民との合意形成が必要と考えており、今後検討してまいります。

次に、粗大ごみの投棄もあると聞くが、看板またはカメラ等を設置すべきではないかのご質問にお答えいたします。

水辺プラザの管理につきましては、年に2回、国土交通省と町により合同パトロールによる定期的な管理を実施しており、また、北上川の増水時には随時状況を確認しているところですが、粗大ごみの不法投棄の事実は確認できません。また、町民農園利用者に確認をしたところ、粗大ごみの不法投棄の事実は確認できませんでした。今後、不法投棄が発生した場合には、監視体制の強化、看板の設置等の対策を講じてまいります。

次に、4番目の入浴施設についてのご質問の、道の駅に個人旅行者や大型トラックのために簡易入浴施設やコインシャワールーム等を設置してはどうかにお答えいたします。

道の駅平泉については、国と町が施設を一体的に整備したもので、その管理についても区分されていることから、ご質問のあった施設を整備する場合、基本的には町の施設であるレストランや産直施設の一部を減らして設置する必要があります。また、旅行者や運転者等の疲労回復や集客アップには一定の効果があるものの、一方で、全国で同様の施設を設置した道の駅の例を見ますと、道の駅に寝泊まりする方も増え、対応に苦慮している現状があると聞いております。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、施設の消毒等が必要になってまいります。職員による消毒作業など人的課題も多く、現状では施設の整備は困難であります。町内には

町民温泉や民間の温泉もあることから、町内観光のゲートウェイとしての道の駅の機能を生かし、これまでどおり町内の施設への誘導を図り、町内施設の利用を促進してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症による影響の対策と町民の不安をなくす手段としてのPCR検査のほうなのですが、感染が拡大されてから、医療機関や高齢者施設等に勤務する全員を対象とする一斉定期検査の実施は大変必要な措置であると思います。今必要としているのは、多くの介護施設や高齢者施設の職員がフェイスガードやマウスガードをし、マスクの上からそういう処置をして不安を抱えながら必要な仕事をしております。それは、介護施設等で新型コロナウイルス感染症を出したら大変なことになると気を遣いながら、また恐れながらやっているわけでありまして。

本来なら、高齢者施設だけでなく65歳以上の高齢者全員のPCR検査をすべきだと考えて私自身は思うのですけれども、そういう部分というのはなかなか難しいかなと思うのです。それでも、介護施設ぐらいただたったらもしかしたら検査等は行えるのではないかなと思うのですが、それについてお答えのほうをお願いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

新型コロナウイルス感染症につきましては、高齢者が感染すると重症化しやすいということで、やはりお世話をする高齢者施設の職員の皆様も、感染リスクを抱えながらサービス提供に当たっているのかなというふうに思っております。令和2年8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部のほうからも新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組というものも発表されておまして、その中には検査体制の抜本的な拡充という項目がございます。

その中で、感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉定期的な検査の実施というような項目も入っているところでございますが、現在のこの取扱いといいますか、今後どのように考えていくかというところを県のほうでも検討していくというところの情報をいただいておりますので、国ですとか県の情報をいただきながら、当地域においてもどのような形でできるのか、できないのかというところを考えていければと考えておりますし、また、高齢者施設等の職員、高齢者となりますと施設、この介護保険事務につきましては一関地区広域行政組合のほうで事務をしているところでございますので、施設等の職員、あと高齢者施設等への対応についても、広域行政組合のお考え等も確認していかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

大変分かりましたけれども、先日医師会さんのほうに電話をおかけしまして、医師会としてはどうなのかと、一関医師会さんなのですけれども、取りあえず町のほうとしても声を上げていただきたいと。それによって対応というのは自分らのほうでまた考えなくてはいけない、また予算の関係もありますし、人員の部分でもそうなのですけれども、ぜひまず声を上げていただきたいということを話しておられました。医師会全体でも、PCR検査の必要性というのは国のほうにも打診しております。そういう部分では、必要性というのは皆さんも同じでしょうけれども、そういうことでぜひ声をかけていただきたい。

ただ、今差し当たってすぐに検査体制といっても、できないというのはそのとおりだと思います。今、民間の抗体検査等で大体1回1万5,000円程度でやれる検査等があるわけですけれども、大体10回検査で9万円ほど、1回当たり9,000円ぐらいでできる検査等もあるのですが、確かに不確定ではあるという部分もあるのですが、安全・安心という分が自分が安全だという部分も含めて、とても高齢者施設には必要な措置だと思うのです。そういう部分に、お金の部分というか、そういう補助等を検査する場合は少し町のほうとして考えることはできないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

新型コロナウイルス感染症のこのPCR検査についての補助への考えということでございますけれども、現在PCR検査、また抗体検査等については、PCR検査については行政検査ということで、検査が必要な方々に実施をしているところです。また、本来であれば皆さんに検査のほうを実施して、ご希望の方々に実施できればいいところだとは思いますが、今はやはり感染者をしっかりと正確に把握していくという必要もあると考えます。ですので、安心・安全というところの皆様のお気持ちというところも分からないわけではないのですけれども、検査の意味としてしっかりと感染者を把握していくということが大事ななと思っています。

あと、補助というか検査への助成というふうなことになりますと、平泉町だけではなく、やはり広域的に一関市などとの協議も必要になるかなというふうに考えておりますし、また、それに対応できる医療機関がどの程度あるのかということも、ちょっと現時点では把握しておらないところがございますので、そういうところも調査等し、情報収集等しなければいけないというふうに思っておりますので、現段階では助成するというようなところは考えておらないところです。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

例として挙げると、千葉県の松戸ですけれども、65歳以上の高齢者の無症状の人と高齢者施設職員の1人1回の新型コロナウイルス抗体検査用キットだと思えるのですけれども、1人5,000円の補助をする費用を出しているのです。無症状の高齢者の不安軽減を図り、陽性者を早期に発見、対応し、感染拡大を未然に防止するために行っているということなのであります。確かに予

算の部分もあるし、この辺の部分というか、民間施設を利用するという部分というのもまたいいのか、悪いのかというのはあるのですけれども、今回施設のほうに電話をかけてお聞きしましたら、やっぱりかなり不安なのだそうです。いつ自分らがかかってくるかも分からない、そういう部分においてとても不安であるというような声が多数上がっております。

そして、不安なもう一つの要因というのは、かかった場合に、デイサービスにしる、いろんなサービスがあるわけですが、そういう中で代替りの職員というか、そういうのを出すことがとても大変だと。すぐにバイトでも任用職員で入ったにしても、すぐに対応できるものではないと。そういう部分において、町で何がしかの手だてというのは多少でも必要になるのではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

施設での職員の方が感染した場合、今どこの施設の職員さんでも職員不足に悩んでおられるところだろうというふうに思います。そういう中で、職員1人がコロナに罹患した場合、その代替りになる職員の方を補充といいますか、代替りの職員をとというようなところはなかなか大変な状況ではないかなというふうに推察されます。こちらにつきましては、例えば介護事業所さんで連携をしながら、例えば同じ法人の中であれば別な施設から応援の職員を充てるとか、そういう中でやり取りができるような体制なども考えていただければいいのかなというふうには思っておりますし、町としては、その施設等につきましては、感染防止対策のための物品ですとかにつきましては、ご相談をいただきながら支援できればというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

この部分の対応を間違えるととても大変なことになるということは、職員さんもそうですし、我々行政側のほうもそういう部分というのは苦慮していると思います。そういう部分で、ある程度コロナになった場合の対応の仕方というのはおのおのでやっているということはお聞きしておりますけれども、やっぱり大変な部分というのは同じなのだと思いつつも、依然我々の部分もそうですけれども、PCR検査の必要性というのはいまだにそういう検査が行われていないという現状を踏まえると、もっと必要性というのはあると思うのです。そして、介護施設の人が言っておりましたけれども、1度では駄目だろうと。検査をもしやるにしても、定期的に、何か月に1回とかという形でやるような形でないと、とてもではないけれども不安ではないかと。

いい例を挙げますと、3か月ごとに介護職員、新たに介護施設に入所する高齢者に対しPCR検査を行っている。さらに、訪問ヘルパーにも定期的に検査を広げている。これは東京都千代田区の例でありますけれども、そういうことを行っているところがあると。実際不安というのは東京だけではなくて奥州市にも来ている、平泉町としてはすぐにも対応していく必要があると。実際問題、施設職員にとっては、自分がコロナにかかっているかどうかというのは分からないと。

それを広げないためにも検査等の必要性というのはとても増していると思います。また、そういう部分も必要な措置だと思いますので、ぜひ町の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2番の特例措置についてなのですが、広域行政の方と話をしたのですが、各事業所の取組に任せている状況だとしていました。しかし、ほとんどの事業所では特例措置をすることは多分できないでしょうと広域の方はおっしゃっていました。

なぜなら、利用者の同意を得なければいけないという部分ではとてもハードルが高いだろうと。事業所さんのほうにも何か所かお伺ひしたのですが、お伺ひした中では1か所だけ、一応そういう部分を補填するような形というか、本当に多少らしいのですが、多少金額が上がったと言っていたところもあったのですが、ほとんどのところではそういうことができないでいると。そういう部分では、行政側の措置というのがとても重要だと思うのですが、そういう措置を考えるとできないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

答弁にもありましたけれども、デイサービスなどの事業者が利用者の同意を得た上で実際よりも長い時間サービスを提供したと算定して、この介護報酬を上乗せできるというようなものでございます。介護報酬上の取扱いについての特例措置ということになっておりますので、介護保険事業につきましては、一関地区広域行政組合のほうでの事務事業を行っておりますので、こちらにつきましては、一関地区広域行政組合での検討になるのではないかと思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

確かに大変な部分、これを何とかしたいなという部分はあるのですが、すぐに補填という形には多分ならないと思うのですが、今度の9月会議で一応決まっている部分で、事業所さんへの補填があったのですが、その部の補填というのは各10万円でしたか、やることが決められているのですが、そういう部分も考慮しての措置だったのでしょうか。それについてお聞きします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回の介護保険、介護事業所、福祉事業所への支援についてなのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、各サービス事業所におきましては、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながら職員の皆様がサービスを途切れさせることなく提供しているというところで、大変頑張っているということでございます。一生懸命町民のためにサービスを提供していただいているこの事業所の職員、または事業所全体で頑張っているところへの特別支援金ということで予算を計上させていただいておりまして、特段この介

護報酬を見込んでの支給というところではなかったのですけれども、いずれ事業所さんには大変頑張っていたというところでの支援金となっております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に介護事業所さんの方には、顔をほとんど隠した状態で、触れるような形をあまり制限するような、ロボットになったような気持ちと本人も言っていましたが、それほど覚悟してうつらないような形というのに注意しているのだという部分では、こういう介護事業所さんがいかに頑張っているかという部分も含めて、できればさらにこの部分も含めて、介護事業所には追加の支援なりというのも考えていただければいいかなと思います。

ここで、一応医師会さんに聞いたときに言われたのですけれども、ちょっと離れる可能性もあるのですが、病院の経営のほうはどうなのですかとお聞きしました。それについては、科にもよりますとは言っていましたが、ほとんどのところで昨年より減収になっていると。この部分においても、平泉にも唯一ある病院が歯科も含めて3つほどあるのですが、こういう支援の対象にいただけるような施策というのにも必要なかなと併せてお願いしていきたいなと思いますけれども、ぜひこういう部分も考えていっていただきたいと思います。

そして、次に移っていきなと思いますけれども、町出身学生への特産品送付の話なのですが、育英資金貸付対象者に一応一月分の支援を行うということなのです。この金額はやっぱりおのおの違うわけですが、それでも支援したほうが良いということでこういう形にしたのでしょうか。ちょっと支援の金額の経緯とかも教えていただきたいのですが。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

ご質問の育英資金貸付者に対する給付金につきましては、7月会議で議決をいただいている内容のもので、育英資金の貸付額、月額、一月当たりの額を1回限りですけれども給付するという内容のもので、今年度、育英資金の貸付者は、答弁にもありましたけれども、6人当初決定しておりまして、その後2次募集を行って1人追加になりまして、7名が対象となっております。今年度についてはこの7名も含み、現在高校生あるいは大学4年生までで貸付けをしている方も全てを含むということで、額につきましては、例えば大学生であれば4万5,000円なのですが、上限が4万5,000円という額でありまして、実際に例えば4万円、3万9,000円とか、そういう額での希望があればその額を貸付けしておりまして、貸付額と同額の一月当たりの額を給付しているというような状況となっております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにこういうふうにいる方に出すというのはとてもいいことなのですが、例えばアル

バイトでやって自分である程度稼いで頑張っている方や今回みたいに育英資金借りてやっている方、おのおのあるわけですが、生活するに当たって、金額というのはそんなに変わらないのだろうなど。これは、育英資金を借りるに当たって余裕があるか、ないかの部分で、なければできるだけ多くを借りるし、少しでも自分でというふうな対応で、この部分の金額が上下したのではないかと思うのですが、例えば5万一律とか4万一律という形のほうがかえってよかったのではないかと私自身は思うのです。そしてまた、育英資金貸付者だけでなく町外の方、頑張っている方々に本当はもっと、ほとんどの方に出してもいいのではないかと思うのです。生活するに当たって、バイトするにしてもバイト先がない、戻ってくるにしても戻れない、そういう状況の中で頑張っている方々に対して一律の補助、一関市では5万円ということでしたか、そのような補助をやっていくべきだと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

このお話につきましては、前回もいろいろとお話しさせていただいておりますけれども、まず、先ほどの育英資金の貸付けというのは町内で暮らしている方も含み、町外でももちろん学生の方もということなのですから、そもそも平泉町の考え方としましては、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活が急変したという事実に基づいて、いわゆる生活困窮をされている方向けに給付を行うということの大原則があります。つまり、それは予算的な、財政的な部分も含めまして、全ての方ということではないというふうにまず決めております。

さらには、一律に5万円という一関市で実施している状況も把握はしておりますけれども、まずルールとしましては育英資金の貸付けを当初行うということで、こちらを再度募集をかけようということだったので、やはり給付金も必要だということで、そのときに決定するに当たりまして、今申し上げた一定ルールということで現在の貸付額と同額とするということとしたいということでご理解いただいているというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにそれは理解しているのですが、多くの方、困っている方が多分おられるのだろうと思います。そういうところで何とか支援というのをできないかという部分はずっと私自身も考えている部分なのですが、そしてもう一点、この部分、特産品のほうもなのですから、給付についてなのですが、7月から始めたと言っていました、現在の申込み状況というのは何件ほどなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今質問のありました学生応援の給付事業につきましては9月1日から申請を受付開始しまして、今日時点で5件の申請があります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

5件というのはとても少ない感じがするのですが、これはたしか本人の希望ということで申込みだとお聞きしたのですが、そのとおりでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

申請できる方はあくまで学生ご本人のみとしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ほかである程度利用しやすいところでは、家族の人も、家族と言っても一緒にいるわけではないのですが、家族の方の申請も可能ということになっているところは結構多いのです。本人がそれを知らないでいる場合等々がありますので、家族も申請可能という形にはできないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

この事業につきましては、当然ながら給付要綱を作成した上で給付を行っているところであります。ですので、現時点で要綱を改正しない限りは、本人申請のみでの受付しかできないという状況になっております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そのとおりだとは思いますが。ただ、本人が知っていればいいのですが、5件というのはとても少ない感じがするというのは私自身なのかもしれませんが、結果としてさきの育英資金の給付の部分と併せて12名ほどということになるわけで、県外にいる学生がこれだけとはとても思えないわけです。また、これだけだったら、まして申請が少ないのだったら、もっと多くの支援ができるのではないかと思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思っておるわけです。ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、次に2番の世界遺産の町にふさわしいごみ集積所についてなのですが、景観条例に入っているようではあるのですが、今まで景観条例で使われたというのはどれくらいあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ごみ集積所ですけれども、平泉町景観形成事業補助金の利用実績ということでございますけれども、これは平成25年度から実施されておまして、現在でこれ、ごみステーションだけではなくて生け垣とか木塀とか、建築設備の目隠しなどにも使えるわけなのですけれども、こちらのごみ集積所に利用があったのは2件でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

2件というのは、私は1件ぐらいかなと思ったら2件あったわけで、あ、2件もあるのだなと思いましたが、とても使いづらいのではないかなと思うのです。また、周知のほうも足りない部分もあるのかもしれませんが、この部分はちょっと考えていったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、ごみ集積所は、造る費用というのは多分そんなにみんな、10万以上というのはまれなのだと思うのです。大概5万から10万円程度が主ではないかなと思うのですけれども、造る費用の最初から5万だったら5万、10万だったら10万とかという形で補助するのが一番いいのかなと思うのですけれども、そういう形の配慮というのはできないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

補助対象金額の話ですが、補助をするということはある程度景観条例に基づいたものを、工作物を造っていただく、それに伴って高額になってしまうところを補助しようというところでございますので、現在のところは工事費用、10万円以上のものというところの交付要綱となっております、これを今変えるという考えは現在のところちょっとございません。

また、あとごみステーション、ごみ集積所につきましては、先ほど答弁ございましたように各行政区、その地区なりで設置をされておるものでございますので、そちらの方々のご負担なども考えて、その地区、地区で決定されていくと思っておりますので、ちょっとその辺でなかなか利用が少ない、もしくは長年使っていて、まだ建て替え時期ではないというところが、件数がそう多くない理由かとは思われます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

最初から補助を何万でもいいから出すという形にして、さらに景観条例に配慮したものを造るとプラスアルファでさらに5万とかというような形で引き上げていくような形のほうが町民としては使いやすいのではないかなと思うのですが、まるきり出さないというよりはある程度景観に

配慮したもの、そういう部分というのを考慮していくべきだなと思うのです。

そのときになのですけれども、統一規格をつくるような形にして、さらにプラスアルファというような形の金額を押ししていくような形というのがいいかなと思うのですが、統一規格みたいなそういう部分、遠野なんかでは行われておりますが、そこまで立派ではなくてもいいのですが、ある程度世界遺産の町にふさわしいごみ集積所というのは必要かなと思うのですが、どうでしょうか、そういう部分では。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ごみ集積所の統一化という話でございますが、各行政区によって敷地面積とか、あとは集積所を利用する人数等もございますので、ある程度統一化すればいいわけですが、ただ地域性がございますので、今のところそういった統一化をするということは考えてございません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにそのとおりというのもあるのですけれども、今後ごみの減量化という部分が多分入ってくると思うのです。一関のごみ焼却場の部分も含めてなのですが、そうしたことを考えるときに、例えばドラム缶なり何なりを置いて分別するという方策を取ると思うのですが、広さ的にもある程度の広さが必要になるだろうし、場所的にも整備していかななくてはいけないという部分が入ってくると思うのです。それならなおさら同一規格も含めてプラスアルファの補助をしながら、ある程度世界遺産にふさわしいものというのは造っていくべきだなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ごみの減量化ということも、そういった集積所の在り方も考えますと、統一化も含めて、やっぱり必要かと思えます。ただ、先ほどもお話ししましたが、現在町のほうでそういった補助を出すとかということは考えてございません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

統一化と一旦すぐにはならないと思うのですが、ある程度見られるようなものを、平泉町の世界遺産にふさわしいものというふうになるとそれなりの金額も張ってくると思いますし、皆さんの考え方も変わってくるのかなと思うので、ぜひそういう方向に行っていただきたいなと思っております。

それで、次の質問に移っていきいたいと思いますが、水辺プラザの活用と管理についてであり

ますけれども、今回グラウンドゴルフやゲートボールのコートということで言ったのですけれども、これは町民の声で、ゲートボール場は平泉町内にあるのはとても狭く、水辺プラザなんかに造っていただけると、例えば2面、3面のコートがあったら、そこで大会等を開いていただけたらなれば、我々の練習のしがいもあるし、ぜひ実行に移していただきたいと。ここでも実行できるようなことというのを書いてあります。そういう部分でぜひ皆さんと話し合いを持ちながら進んでいってほしいと思うのです。

そこでなのですけれども、そうするとトイレ等がもしかしたら必要になる可能性というもあるのですけれども、水辺プラザ、ほかの地域は分からないのですけれども、トイレ等が設置されているところもあると思うのですが、そういう部分というのは設置可能なのでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水辺プラザへのトイレの設置が可能かということなのでございますけれども、周辺の水沢とかですとないですし、あまりあるところは近くではないのですけれども、先ほどの答弁にございましたように、トイレも例えばグラウンドゴルフやゲートボール場のコートの整備と同様、これは水辺プラザの整備というよりはまた新たな河川占用の事業ということになりますので、その中で河川区域であることから流水を妨げない構造ということで、これは国との協議ということで、全く不可能ということもないでしょうし、この場ですぐ可能ですという答弁もできないのですが、協議次第ということになると思われます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに一長一短ではないし、結構大変なことだと思います。ただ、町民とともに今結構、観光客も少なくなっていて、みんなで集まる場所というのも少なくなっている時期なので、そういう部分も入れてある程度みんなで楽しい場所をつくり、憩いの場所とともにグラウンドゴルフなんかは、半ば観光の施設としても利用できるような形というのはとてもいいものだと思います。これから町を盛り上げていくという部分でも、とても水辺プラザはこれから必要なところになると思います。サイクリングロードみたいなのも含めていろいろ考えていってほしいなと思いますので、ぜひ多くの町民の声を反映させていただきたいと思います。

それでは、（2）の粗大ごみの投棄のほうなのですけれども、これは私のほうのミスで、先ほど言われていましたが、粗大ごみではなくてごみの投棄のほうでありました。申し訳ありません。

それで、ごみの投棄という部分で、これが本当にごみに当たるのかどうかというのは私自身もとても疑問に思うのですけれども、ペットボトルとかの缶くずなんかは1か所に集中しているのですけれども、これは多分水辺プラザが水に浸かったときに流れ着いたものを1か所に集めたものではないかなと思われるのです。野菜くずとか、ここら辺は水辺プラザの田園の部分とい

うか、畑の取れたところでなったのかどうかというのは定かではないのですが、切り落としの部分を中心に、1か所に捨てていたり、トラックで雑草を刈ったくずを置いていったというような部分も、これは町民の方がやったのか、誰がやったのかというのは定かではないのですが、そういう部分をごみと解釈するのかどうかというのがとても難しいところなのです。町民の人たちがこれをごみと判断していいのかということをおっしゃっていました。

ただ、日々増えているのです。雑草のくずなり切り落としたくずなり、下手すると生ごみのようなものまで一緒になって増えてきているということを町民の方が心配されているのです。それをごみと判断するかというのはとても難しいのですが、どのように判断しますか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

どのようにごみを判断するかということでございますけれども、こちらのほうに情報など、あそこに何かあるよという情報をいただければ、こちらのほうで出向いて確認をいたします。一応、水辺プラザの管理のほうは町で行っているわけでございますので、町と国交省で行っておりますので、ごみであればこちらのほうであると回収して、処理するような形を取ってまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

町民の方が心配されているのは、一度ごみがたまったところにはまた随時たまっていくものらしくて、それをとても危惧しておられましたので、ぜひ早めに対処というか、減らしていくような対処というのが必要なかと思えます。あそこに行けば、うちのごみ、草を刈ったくずを持って行ってもいいのだとか、例えば切った残りのくずをそこに捨てていってもいいのだというような感覚になるというのはとてもいけないことだと思いますし、また、看板等もそういう部分では多少設置しているというのもいいかなと思います。私自身もそうですけれども、きれいな平泉でありたいと思いますので、ぜひ皆様のご協力とともにやっていきたいと思えます。水辺プラザはこれから多分活用の度合いによってはとても有効な施設になると思えますので、協力とともにやっていきたいと思えます。

それでは、最後の入浴施設についてなのですが、まず道の駅に対しての簡易入浴、私が考えたのはコインシャワールーム等かなと思ったのですが、これは簡易的に設置できるものらしくて、避難施設等なんかでも設置できるというようなことはインターネット上で検索したのですが、とても有効なものだとは思っています。簡易だったらもしかして道の駅でも可能かなと思ったのですが、そういう部分では設置というのは無理なのではないでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、設置をする場合につきましては、基本的に町の施設部分に設置をするということになります。そうしますと、町の管理の部分につきましては、産直を行っている物産、それからレストラン、厨房ということになりますので、簡易のものでもやっぱり場所を取ってしまうということからすると、現在の産直あるいはレストランの機能を少しちょっと縮小するということになります。むしろこれから産直などについても町民の方の所得向上という観点では広げていきたいというふうな方向でございますので、できれば産直あるいはレストランの地産地消の分というものについては縮小をしたくないという部分になりますので、現在の町の施設の面積については、このまま確保したいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

簡易施設だったらいいかなと思ったのですが、やっぱり制限されるわけですね。とても残念な感じもしますけれども。

なぜこのシャワーを考えたかという、たしかトイレか何かをかなり水を使ったりして汚されたという経緯が道の駅であったとお聞きしたのですが、そういうことは本当にあったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

乳幼児が利用する個室というものがございますけれども、そのところで水を少し浴びたみたいなことが過去にはございましたが、最近はそのような状況はないというふうに聞いてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ここの答えであるのですが、道の駅に寝泊まりする方も増え、対応に苦慮している地域があるということなのですが、平泉の道の駅は多分朝食メニューを出したという経緯から、ある程度宿泊的なものというか、そこで一晩過ごしたりということをお慮する施設だと思っておりますが、それについてはどのように考えておりますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

平泉の道の駅に限らず、道の駅を活用する方というのは宿泊で使う、宿泊といいますか車で寝泊まりをしてという方も多いのかなというふうに、そういう活用のされ方は道の駅としては当然かなというふうに思っております。

そこに施設を設けるかということに関してなのですが、朝食につきましては、寝泊まりの方対象ということではなくて、より町産品、農産品を普及するという観点も含めて、早朝から

のサービス、実は早朝は営業時間外となっているのですが、そこでより多くの町の農産品を提供するという観点で、サービスの一環として指定管理者のほうで実施をしてみたいというところがございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、町内にも温泉施設等ございますので、そちらへのやはり誘導ということで、町の施設あるいは民間の温泉施設の活用を継続して促してみたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

最後の質問になりますけれども、平泉町の温泉、町民温泉ですけれども、大体道の駅は6時からご飯が食べられるらしいのですけれども、そういうのを踏まえると1時間ご飯を食べたとして、7時、8時頃から町民温泉とかを開けることというのは、せめて土日だけでもいいのですが、その辺から開けることというのは可能ではないでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

町民温泉の開館は10時からでございます。従業員が8時に来て準備をしているわけですが、例えば7時から開館するとなりますと、2時間前ですから5時から開けるということになります。今の従業員の体制で考えますと、それはちょっと対応はできないということで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ありがとうございます。道の駅の活用を含めて、ただ町民温泉が7時、8時から多分利用できたら、その後の観光地の利用というのがとても有効になると思うのです。お風呂から上がったあたりが毛越寺、中尊寺がちょうど開く時間になりますので、そして町内にある温泉施設の方々も温泉に入っていける可能性というのはとても高くなると思うので、ぜひこの部分を考えていくべきかなと思います。

以上になります。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

2時15分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時14分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告 8 番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告 8 番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

私の質問は 4 つの項目についてであります。

第 1 の項目は、新型コロナウイルス感染症への対策について 4 点伺います。

1 点目は、町民、事業者などへ行ってきた感染症対策・支援についての検証・評価についてです。町は新型コロナウイルス感染症対策について、4 度の補正予算を組み、その対策、施策を講じてきました。その施策の検証・評価は今後の手だて、対策を講じる上でも重要だと考えます。どのように総括をしているのか、伺います。

2 点目は、町内事業者への事業継続のための今後の支援策についてです。この間町が実施してきた感染症対策、町民生活を守り、町内事業者を支援する上で大きな役割を發揮したと私自身は考えています。同時に、引き続きの支援が必要と考えますが、町としての今後の支援策をどのように考えているのか伺います。

3 点目は、町内学校等における感染拡大防止策についてです。教育委員長は 8 月 17 日、町立学校における感染拡大防止対策についてを公表し、保護者にも通知しました。その中では、県外への移動については控えることを求めています。まちはく宿泊応援割引が全国を対象としているもとで、経済活動と教育現場の対応という違いではありますが、矛盾点を指摘する町民からの声もあります。教育委員会の考えを伺います。

4 つ目は、子供の成長を育む教育と G I G A スクール構想についてです。7 月補正予算で 1 人 1 台のタブレット端末を小中学校の児童生徒に充てることとしました。ネットワーク整備は必要だと認識します。しかし、少人数学級の推進、校舎の整備など、現実の学びの保障にこそお金を使うべきではないかと思いますが、認識を伺います。

次に、第 2 の項目ですけれども、コロナ禍の下での観光政策についてです。6 月の一般質問で、「県内などに重点を置いた新しい観光様式へ観光政策の見直しも必要では」と町の考えを伺いました。マイクロツーリズムといわれる近場の小旅行でも、「地域の魅力を再発見し、安心・安全な旅、コロナ期の旅」の具体化がいよいよ必要だと考えます。コロナ禍での観光政策をどのように検討しているのか伺います。

第 3 の項目は国保税の引下げの見直しについてです。私は国保税の引下げを重ねて求めてきました。今議会は決算議会ですから、令和元年度の国保会計の決算も出ました。その決算状況がどうなっているのか伺います。また、第 2 期岩手県国民健康保険運営方針の骨子（案）についての町の考えを伺います。

第 4 の項目は、平泉町新社会教育施設整備事業についてです。今年 12 月から建設に入ると言われています平泉町新社会教育施設のホール機能についてです。ホールのステージの大きさが幅 8 メートル、奥行き 3 メートルと狭い。町民への説明会の中でも意見が出されました。設計変更し、

広げるべきですけれども、考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山議員からのご質問にお答えいたします。

最初の新型コロナウイルス感染症の対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町民、事業者などへの感染症対策・支援について、検証・評価についてのご質問の、町は新型コロナウイルス感染症について4度の補正予算を組み、その対策を講じてきた。この間の新型コロナウイルス感染症対策についての検証・評価をどのように総括しているのか伺うのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、これまで4度の補正予算の議決をいただき、役場や学校、放課後児童クラブなど、公共施設の安全確保のため、マスク、消毒液等感染症対策用品を購入したほか、町民への特別定額給付金の交付をはじめ、子育て世帯への臨時特別給付金や町独自の弱者支援として児童扶養手当等の各種特別給付金の交付のほか、事業者等に対する各種支援策を講じてきました。これらの感染症対策・支援については、町民及び事業者等の要望を踏まえた上で講じてきたものであり、まだ総括する段階にはないと考えておりますが、現時点で可能な対策を様々な角度から幅広く実施したものと認識しております。中でも、町民1人当たり10万円の特別定額給付金は100%の交付実績となる等、総じて大きな役割を果たしたと考えております。

次に、町民生活を守り、町内事業者への事業継続のため、今後の支援策についてのご質問の、町が実施してきた感染症対策、町民生活の保護や町内事業者支援は大きな役割を果たしたと考える。同時に、引き続きの支援が必要だが今後の町の支援策を伺うにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、町内事業者は多大なる被害を受けました。そのため、町ではマスクや消毒液の無償配布、借入れに対する利子や保証料の補給、中小企業等経営継続支援給付金、飲食店等応援商品券発行事業、観光関連事業者支援事業などを行ってまいりました。今後につきましては、町内事業者と意見交換を行いながら、必要な施策を講じてまいります。

次に、コロナ禍の下で観光政策についてのご質問の、6月の一般質問で、県内などに重点を置いた新しい観光様式や観光政策の見直しも必要ではと伺った。マイクロツーリズムといわれる近場の小旅行で地域の魅力を再発見し、安心・安全な旅、コロナ期の旅の具体化が必要だ。コロナ禍での観光政策をどのように検討しているのか伺うにお答えいたします。

長距離の移動を伴う遠隔地への旅行は、感染拡大のリスクを伴っていることから、近場の小旅行が生まれました。確かに岩手県内は四国4県にも匹敵する面積を有しておりますので、非常に有効であり、ある一定の効果を上げております。しかしながら、岩手県が行っている、県民が県外に宿泊したときに割引を受けられるチケットは申込みが思ったほど伸びなかったことから、受付期間を延長いたしました。また、他市町村が行っている、地元自治体に泊まったときに受けられる割引サービスにつきましても、当初こそ大きな反響を呼び、多くの方々が地元泊まったよ

うであります。現在はかなり出足が鈍っていると聞いております。この状況を見ますと、近場の小旅行はあくまでもコロナ禍での緊急避難的なものということになります。町長としましては、町民に限らずたくさんの方々の方が平泉を訪れやすい、平泉に泊まりやすいというような施策について、観光事業者と意見交換を行いながら講じてまいります。

3と4の質問について、教育長が答弁いたします。

次に、国保税の引下げの見通しについてのご質問の、国保税引下げを重ねて求めてきた。令和元年度の国保会計の決算状況はどうなっているのか、国保財政の見通しについてお答えいたします。

平泉町国民健康保険特別会計の令和元年度の決算についてですが、歳入総額は8億8,148万2,081円となっております。歳入の主な内訳としましては、国保税が1億5,787万4,554円、県支出金が5億8,703万1,156円、諸収入が419万3,559円となっております。歳出総額は8億638万2,918円であり、主な内訳としましては、保険給付費が5億4,926万8,619円、国民健康保険事業費納付金が1億7,618万653円、保健事業費が1,884万633円などであります。

なお、令和2年度への繰越金は7,509万9,163円となりますが、令和元年度から療養給付費及び高額療養費が増額しており、今年度も増額傾向が見られることから、9月補正において療養給付費に4,414万2,000円、高額療養費に1,151万2,000円を増額補正することから、基金積立金は445万1,000円となり、財政調整基金は1億2,875万4,495円となります。財政調整基金は約1億2,000万円となりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による減収が見込まれながらも、令和元年度から医療費の増加傾向が続いていることから、今後、医療費の3年平均で算出される県への納付金の増額が予想され、また、県から全額補助される医療費が追加交付される翌年度末までの立替えが必要となることから、基金を切り崩しながらの国保運営となるのではないかと予想されます。

次に、第2期岩手県国民健康保険運営方針の骨子案についての町の考えを伺うにお答えいたします。

県が保険者となる新国保制度が始まり2年が経過いたしました。国は都道府県において将来的に保険料水準の統一化を目指すこととしております。平成30年度から令和2年度まで、第1期岩手県国民健康保険運営方針では統一化に向け、各市町村の意見、要望の吸い上げ、課題や問題点の洗い出し等を行い、それらを基に保険料統一へ向けた時期の検討等を令和3年度から令和5年度までの第2期岩手県国民健康保険運営方針で行っていくという方針でございます。当町の県内での状況を申し上げますと、保険料水準は県の中に位置し、県下統一するためには現在の4方式から3方式へ変更する必要があります。医療費水準は下から2番目であり、他の市町村に比べれば医療費は少ない状況にありますが、被保険者が年々減っていることから、国保税の減収が見込まれており、今後の国保運営に影響を及ぼすのではないかと懸念されます。

以上のことから、当町としましては、今後も国保の安定運営を図るためにも、保険料の県下統一には賛成いたします。ただし、保険料統一に向け、4方式から3方式へ変更することになりますので、住民の皆様への説明を十分にできる期間と保険料が急激に変わらないよう激変緩和

期間を設けた上での保険料の統一時期となるよう今後も要望していきたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私からは1番の新型コロナウイルス感染症への対策についての（3）町立学校等における感染拡大防止対策について、それから、子供の成長を育む教育とGIGAスクール構想についてのまずもって2点についての答弁をさせていただきます。

町立学校等における感染拡大防止対策について、町教育委員長は8月17日、町立学校における感染拡大防止対策についてを公表し、保護者に通知した。その中では、県外への移動について控えることを求めている。まちはく宿泊応援割引が全国を対象としている下で矛盾点を指摘する声があるが、その考えを伺うというご質問にお答えします。

教育委員会からは児童生徒の保護者宛てに、感染経路を絶つ視点から、以前から他県への不要不急の移動は控えていただくようお願いをしております。ただし、例えばお盆中の移動や夏休みの家族旅行等必要な移動を妨げないように、通知には、移動が必要な場合はできる限り感染拡大対策を実施してくださいと明記しております。県内の発生事例を見ますと、他県への移動に係る事例が散見されますので、引き続きお願いしていくことになろうかと考えます。現時点で学校や保護者からは特段混乱の声は聞こえてきておりませんので、多くの方にご理解いただいていることと承知しております。また、必ずしも移動することを妨げるものではありませんので、国や自治体等が実施する旅行割引キャンペーンの取組を妨げるものではないと考えております。

次に、子供の成長を育む教育とGIGAスクール構想について、7月補正予算で1人1台の端末を小中学校の児童生徒に充てることとした。ネットワーク整備は必要なものと認識する。しかし、整備後に予定されているGIGAスクール構想に疑念もある。少人数学級の推進、校舎の整備など、現実の学びの保障にこそお金を使うべきではないかと思うが、認識を伺うのご質問にお答えします。

社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況において、GIGAスクール構想は災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現する全国的な取組です。児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、新しい時代の教育に必要な子供たち一人一人に対して個別最適化された創造性を育む教育を実現するもので、一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、双方向で意見交換をする協働的な学びなどが可能となります。今後は、環境整備と併せてオンライン学習の実施を想定した研修等の実施など、教員のICTの活用能力を高めるための取組を行う必要があります。また、感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障の両立のためには学校現場における人的支援、物的支援が必要となりますので、そのような環境を整えるため、これからも国・県と連携して必要な対応、取組を進めてまいります。

次に、4の平泉町新社会教育施設整備事業についてのご質問の、平泉町新社会教育施設のホールについて、舞台部門の発表ができるようにという住民の要望が出ている。ホールのステージが幅8メートル、奥行き3メートルと狭い。設計変更をし、広げる検討をすべきだが、その考えを伺うのご質問にお答えいたします。

(仮称)平泉町新社会教育施設の整備については、基本設計が完了し、8月26日に住民説明会を開催しましたが、説明会の場で、議員のご質問にありますとおり、町民の方から、多目的ホールのステージの大きさについての意見がありました。施設内の多目的ホールは可動式ステージの利用時に230席を活用できる施設として整備することとしております。既存の平泉町文化遺産センターのふれあいホール120席程度、平泉小学校体育館500席程度、両施設の中間的な施設として位置づけていますので、芸術文化活動の利用者には収容人数の規模に応じて使い分けをし、限られたスペースや機材を創意工夫により有効に活用していただければと考えています。なお、基本設計をまとめるに当たっては、事業者の提案に対し、社会教育施設計画懇談会参加者や社会教育施設整備ワークショップ参加者を中心に施設機能の配置図等の資料を示した上で、2回の説明会と書面による意見聴取を行うなど、関係者の意見を伺いながら進めてまいりました。

このような経緯から、限られた予算、敷地面積、工事期間という条件の下、施設整備計画の最適化を図りながら事業に取り組んでおりますので、現時点での設計変更をすることは考えておりません。

以上でございます。

議長(高橋拓生君)

三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

それでは、引き続き質問いたしますが、実は今回の質問項目提出に当たって、新社会教育施設については後から追加といいますか、締切り内でありますけれどもという事情がありましたので、質問の順番が若干変わったり、それから多分、担当課によってはいろいろ準備いただいた課長の皆さん、していると思うのですけれども、もしかするとそちらには届かないこともあるかもしれませんけれども、事前にちょっとお話をしていきたいと思っております。

それでは、まず新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、いずれ初めての課題と言いますか、地方自治体としてもいろんな苦勞、模索の連続だったと察します。私も以前に議員全員協議会の中で、試行錯誤、失敗を恐れずに積極的などというような趣旨の話をしたことがありました。私もいろいろ事業者の方からもこの間、また何度もお話を伺ってきたわけでありまして、とりわけ地域経済に対する大きな影響を受けているということで、その辺の支援を強く求めてきたわけでありまして。まだ総括する段階にないという答弁は、ある意味そのとおりだと思うわけです。まだいろんな支援も途上だということもあります。

ただ、中間総括かは、そういうかどうかは別として、適宜教訓を引き出しながら、導き出しながら、これがよかったとか、これはこうするべきだったのだろうとか、こういう手だてもあったなというようなことで、今日も求めていますけれども、次の支援策などにもやはり生かしてい

くということが大事だと思って取り上げたところであります。

いずれにせよ、飲食店、それから宿泊業者でも、あるいは町民の方々からも、大変喜ばれているというふうに私思いました。先日も何件か宿泊施設回って、やはり5月に行った頃は非常に暗雲が立ち込めているというような状況もあったわけですがけれども、商売やっている方、なかなかいい顔が見えませんでしたけれども、今週行ってまいりましたら、本当に顔色が変わっているとか、私がいる間にもチェックインするお客さんがいるというような状況で、顔色もよくなったなとか、とりわけやっぱり町に対しての感謝の言葉は皆さんから言われました。本当によかったなど。あるいは、町民の方も、これはまちはくではなくてたべ・のり応援になると思うのですけれども、娘と食べに行ってきたよとか、そんな話を聞きました。

そういう点では、町職員、町長はじめ皆さんの苦労が実ったといいますか、それが本当に町民に喜ばれたという点でありまして、やっぱりそのことは特にお伝えしたいなと思いますし、自治体職員としての自信と誇りといいますか確信、そんなことを一層深めて確認していただければいいのだろうなと思います。

それで、いずれこうしたところからもやっぱり教訓を学びながら新たな支援策が必要だと思うのです。それで、宿泊業者でいいますとやっぱり違うのです、それぞれ特徴があって。あとの新しい観光政策ともちょっと重なるのでありますけれども、やっぱり遠方からのお客さんが多い。8割、9割遠方だったということで。そういうところもあれば、あるいは3割は町内、一関、3割は県内というところもありました。8割県内というところもありました。だから、やっぱりこの事業の大きさ、キャパシティの関係でも、ああ、違うのだなということがありました。それでも、このまちはくの効果というのは、全国に広げたということ、それから7割というのは県内で一番であります。やっぱりこのインパクトはあったということが共通して話されましたし、本当に助かる、助かったということを繰り返し繰り返し言われましたということでもあります。

それで、そうなる今後、しかしこれから修学旅行は随分増えてきているというところもありましたが、9月は今はいいのですというところもあれば、やはりこの先が心配ですというところもあります。となると、これから閑散期、あるいは飲食店ですと忘年会とか、今年は3月、4月の歓送迎会がさっぱりなかったということで嘆いていたわけなのですけれども、そういったところも精査が必要だと思うのです。質問の2番目に入るわけですがけれども、大変、この間の精査がよかったなど。その次、今後どうしていくのかというところ、今考えがあれば伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

いろいろ、ご評価いただきましてありがとうございます。今現在、先ほど議員もおっしゃっていたとおり、まちはくにしてもたべ・のりチケットにしても事業途中で、むしろまだ3分の1ぐらいしかいっていないという状況ですので、全体を総括する段階にはないというのはおっしゃるとおりかなと考えております。

ただ、やはり今後の施策をどのように展開してくかということは非常に重要だなというふうに当課でも考えております。それで、やはり基本的に平泉にいらっしゃるお客さんというのは全体的に見れば県外者がほとんど、これはもう議員のご指摘のとおりです。県外から来る方々というものがやっぱり重要なのだろうなど。ただ、それにもまして旅館とかホテルのキャパシティーによって大分違うところもあるというのも現実です。

それで、岩手県では昨日、今日の県議会でも議決されておりますけれども、県では今度は3,000円にして、東北プラス新潟も入れていこうなどということが議論されております。それで、当町としましては、これはあくまでまだ現段階の内部の話ですけれども、やはり閑散期対策に力を入れていくべきだろうと。しかも、平泉町の場合は、やはりこの小さな町であるからこそ、現実には8軒しか旅館業法にのっとっているところはございません。ですので、議員も回ったようですけれども、私も既に先月、今月で毎月回って話を聞いているという状況で、大きな全体的な県外もしくは東北6県を視野に入れた施策というのは今後、国・県にお任せして行って、平泉町内の小さな町だからこそできる施策というものを展開していきたいというふうには考えております。

ただ、役場として、予算も全体の中であるわけですので、それらを鑑みながら進めていく必要がありますので、今後それらご相談すべき段階になりましたら、皆さんのほうにまたご審議していただけるようにしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

実は、先ほど言ったとおりなので、ちょっとマイクロツーリズムということもお話ししましたけれども、やっぱり先ほどのように、宿泊施設によって違うというところがあって、3割町内というところも実はあったのです、女友達で泊まりに来たとかというところで。それから、やっぱり一関とか、私が行ったときも実は前沢の方で3人でありました、チェックインしたのが。だから、やっぱりそういう人たちを呼び込んだというのは今度の宿泊応援があったと思うんです。

それは、いわゆる今後、新型コロナウイルスがどういうふうに広がっていくか、あるいは収束するのかというのはまだ未知数なわけで、ただ、どこでも言われているとおり観光客、大きな移動は当分ないだろうと。となると、やっぱり地域循環型というか、平泉の魅力を近場で発信していくというような点での何らかの工夫が必要だと思うのです。それから、家族で食事しながら1泊というのもやっぱりあったようです。だから、そういう新たなそういった近場の、あるいは町内の、私たちからすれば、宿泊施設での過ごし方というようなものもやっぱり考えていく必要があると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

やはりそのような視点は非常に重要だろうなというふうに思っております。ただ、やはり先ほど町長も申し上げたとおりですけれども、観光という言葉が用語として昭和40年代の高度成長期から生まれたと言われておりますけれども、観光自体もやはり既にある程度の裕福さ、もしくは余裕というものを持って、それらに伴って生まれてきているということからすると、やはり近場の旅行というのは当然あっていいのですけれども、あくまでも緊急避難的なものなのだろうなど。

ただ、今回のこの閑散期に対しては、非常に重要なポジションになってくるかなと思っております。長期的な平泉町の施策としてはなかなか難しいかなとは思っておりますけれども、今回はその辺も視野に入れたものを考えていくべきかなと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれちょっと時間もなくなってくるので、そのくらいにはしたいのですが、ただ、先ほどちょっと私も飛ばしてしまったのですが、教訓といいますか、いろいろ例えば今回の宿泊応援ですと予約のものもあるわけです。ほとんどもう売り切れて、ないわけです、予約で。ただ、これから来るお客さんもあるということなのですが、大きいところは、大きい宿泊施設はそんな問題がないのですけれども、小さいところというのは、例えば1万円の宿泊費だと7割ですから7,000円の補助が出ると。そうすると、チェックアウトするときには3,000円しか入らないと。さらに、県のものもあったりするわけです、2,000円ですか。そういったことになると、やっぱり小さいところというのはその日の言わば宿泊費、売上で次の仕入れをするということになると、なかなかかつらいところがあるというのは、小さいところは共通して言われていました。

多分1か月ごとの単位だと思っておりますけれども、申請してお金をもらえるという、そういう点でも今後、工夫もどうなっているのかということと、それから、せっかく平日も観光客が戻りつつあるとなかなか大変です。そうすると、るんるんが止まっているということで、随分そういう問合せもあるということも伺いました。その辺は以前、担当課長にもお話ししたのですが、その辺はどういうふうな対応になっているかというのを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

7割のこの助成に関してですけれども、一応月締めのことになっておりますけれども、まとまった段階で出してもいいということで、議員からもご指摘、何週間か前にいただきまして、やはりそれはごもつともだなということで、まとまった段階で出していいですよということではお願いをしておりました。ただ、役場として、支払いが大体10日に一遍ぐらいになっておりますので、そのぐらいのペースでの支払いになりますよということはお話ししておるところです。

あと、るんるんバスにつきまして、今現在土日だけの運行になっておるということで、これは確かに町の側からすれば、ぜひとも平日も何便か回してほしいというのはそのとおりなのですけ

れども、中尊寺、毛越寺が、8月というのは夏休みですのでかなり観光客多いのですけれども、本日一応集計出てきましたけれども、大体3割前後だということになると、かなりるんるんバス回してくれという形ではなかなか県交通のほうには言えないなど。現実的には7月は結構数伸びていたのですけれども、この首都圏の感染者の蔓延によってまたちょっと下がってきているという現状にありますので、この辺はやはりちょっとなかなか難しいかなと思っています。ただ、町としては、お願いできるのであればお願いしたいかなと思っていますけれども、その辺も県交通とは話を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ今、国会は開かれていないというか、臨時国会があつて、次は総選挙かと、30日に解散というような話も出ています。となると、国の補正というもなかなかこれは分からないということになりますから、いろいろこの点での支援となると、やはり取りあえず町独自でお金の確保はしなければいけないということになると思うので、いずれその辺も含めて引き続き努力を求めたいというふうに思います。

それで次、国保なのですが、ちょっと時間ないので、とりわけいろいろ財政的なお話もありました。ただ、財政調整基金が1億2,000万あつて、医療費も上がったとかあります。そういう点では、特に子供の保険税、収入ない子供に税金かけるのかと何度も言ってきました。しかし、それは国の制度だと。それは重々承知なので、減免ということで宮古市はやったし、その辺は検討していただけたし、同時に県の方針でありますと、先ほど話あったように、医療費が県で下から2番目と、平泉町は。となると、今度の県の方針でありますように、医療費水準の低い市町村の納付が増加すると。そうすると、やっぱり統一保険料は我が町にとっては、町民にとっては非常に納付金上がる、税金が上がるということになっていくわけです。やっぱり重大な問題だと。

となると、かねがね言っていた1兆円の国の国保への財政投入を求めていくということでもありますけれども、それなしにはやはり大変だと、町民負担はということを、その辺も引き続き町村会でも求めているわけですから、引き続き強く求めて、何としても町民負担は増やさないという立場で頑張ってもらいたいと思います。

さて、それでは教育委員会のほうに移りたいと思いますけれども、まず、町立学校における感染拡大防止策であります。移動を妨げるものではないと。そして一方で、割引キャンペーンの、これも妨げるわけでないという話でありました。いずれ全国から人は来ると、どこか答弁でもありましたけれども、そういったものが感染源というか、岩手県ではと言われました。一方で、児童は制限という、何か一致していないようなということで、町民の方が何だそれはと言うのは当然かなと思いました。

考えてみると2つのことがあつて、一つは、一方は地域経済をどう回していくかという問題。一方は、子供を守るという課題と2つあるのかなと。やっぱり子供、集団生活ですから、集団感

染というリスクも高まるということもあると思うのです。ただ、やっぱり町民は心配するわけです。そういうことです。

そういう中、一つ聞きたいのは、実は中学校の修学旅行は県外だというふうに聞きましたが、その辺の経過について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

児童生徒の安心・安全ということではお話ししたいことはたくさんあるのですが、修学旅行ということでもありますので、その部分だけにお伝えしたいと思います。

平泉中学校は当初4月に東京方面へ2泊3日の旅行を計画しておりました。感染拡大の中でそれは難しいというふうなことで変更して、青森県に9月27日から2泊3日で行くというふうなことに変えております。様々場所についてはエージェントともいろいろ相談しながら話をしたようでもありますけれども、比較的、今青森が落ち着いているという状況もあるということで、青森市内、それから十和田、弘前、そういった辺りを修学旅行地というふうにして電車と、それからバスを使ってというふうなことで旅行をしていくというふうな形にしているところであります。

万が一というふうなこともいろいろ教育委員会と学校とですり合わせをして考えていまして、例えば行く前に陽性になった子はもちろん行けないということでもありますとか、それからもし旅行中に濃厚接触というか、熱が上がったとかいうふうな場合には即刻帰宅させるとか、様々な手を取りながら、できるだけ全員が行けるように事前からの体温測定とか、そういった健康調査をしながら進めていこうというふうなことで計画を立てているところであります。

ちなみに、両小学校は仙台であります。1日ずれる形で、やっぱり9月の末に1泊2日というふうなことで行くことにしています。いつもでありますと、いわゆる班別研修とか班ごとに散らして、そして自主研修をするというふうな機会を持っているわけでもありますけれども、それもなかなか難しさが出てくるだろうなというふうに思いますけれども、いずれそのような形で計画しているところであります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

失礼しました。勘違いしておりました。仙台であったのを盛岡周辺に切り替えたということがあります。過去の話をしておりました。大変失礼いたしました。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

宿泊施設、どこかというか、修学旅行が増えているということで、その中で出てきたのは、実は、修学旅行、集団で移動するわけですがけれども、検温器、先生方いっぱい持っていて、子供たちは全部体温計を持たせてということで、ホテルの方は、実はそちらは安心なのだということで、

そういった万全の体制を取っているということを言っていました。だから、少人数の個人客なんかよりむしろ比較的対応が、人数多いんだけども楽だという話を言っていて、安心でもあるという話をされていました。

だから、要は、この新型コロナウイルスというのは接触感染、飛沫感染ということで、口とか鼻とかという、そこから感染してくるのだということですから、そういった科学的な知見とか最新の知見をしっかりと踏まえて、学校なんかでも共有するということも必要だし、今回観光商工課の部分と教育委員会なのですが、庁舎内では多分意思統一されているのだと思うし、一致した認識だと思うので、やっぱりそこがちゃんとされていれば、それで町民にも説明がつくのではないのかなというふうにも思いますので、いずれやはりちゃんと科学の目で見しっかりと対応する。当然、やはり全国から人が来ますから、ここは岩手県でも最もリスクの高い地域ということかもしれませんので、引き続きやっぱりここは強めていくということが大事だと思いますので、そういうことにしたいと思います。

それから、GIGAスクール構想については前段、午前中も同僚議員が話ししましたが、やっぱりこれは、例えば端末で言いますと、多分これからお金かかってくると思うのです。それ、どこが負担するのかというお金の問題もあると。何よりも、ここはあまり休まなかったのですけれども、やはり面と向かって、これは岩淵教育長十分承知だと思うのですけれども、教育というのは何かということにも関わるし、実は先ほど物品の支援の話がありましたけれども、大学1年生、この間報道されていましたが、ずっと学校にも行っていないと。タブレットか何かで教授か何かから来て、しかも得意な先生もいればそうでない先生もいるわけです。そうすると、何か一片の文書だけが、活字だけが来て、全然分からないと。やはり学びというのは、先生と話ししたり、友達と話ししたりして成長するものだと思いますし、しかも報道では四十何%が鬱気味だということです、そういった学生たちが。そういったことも踏まえて、この辺の対応はしていったほしいなと思います。

それで、ステージの問題に移ります。

いずれ、やっぱりこれは住民の声を、町民の声を聴くかどうかという問題であります。私の住む18区の公民館にも舞台、ステージがありますけれども、それとほぼ同じなのです、大きさというのは。それから、うちのほうは小島神社と八雲神社で例大祭で舞台、奉納演芸というのをやるのですけれども、その舞台、神楽殿というのでしょうかけれども、八雲神社で奥行き4.5メートル、小島神社は5.6メートルあります。今度の施設は3メートルしかない。やっぱりこれは、私は今度の施設が新しい平泉の文化の拠点ということになるのだと思うのです。しかし、それが神社との比較、集落公民館の比較がどうなるか、それはいろいろあるのでしょうかけれども、どうなのかなとまず思います。

そこでです。現時点で変更することは考えていないということです。いろいろ小学校などの使い分けを行っています。限られたスペースや機材を創意工夫により活用ということです。現時点で設計変更することは考えていないということなのですけれども、そうするとあしたかあさってには考えが変わるということの捉え方でいいのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

一昨年だったでしょうか、21行政区を全部、地域懇談会という形で回らせていただきました。その折、当時まちづくり課が担当で、新しい教育施設をどのようにするかというふうなことについては回ってご説明をしております。その中でも、先ほど申しましたようにふれあいホール、それから平泉小学校の体育館、それがあって、なおかつ今度の多目的ホールというふうなのはその中間に位置するというふうな考え方のお話をさせていただいているところであります。

加えて、議会の皆様にもお示しをしたところでありますが、要求水準書についてであります。その中で、ホール機能の用途は、世界遺産関連のイベント、講演会等の開催、成人式等の町主催の式典、社交ダンス、チアリーダー、ヨガなどの軽運動、簡易な畳を置き、百人一首大会等で利用するといったような用途については、このような形で示しているところであります。これに基づいてであれば、どのくらいのステージが必要か、全体の規模が230席は確保したいというふうなことでありますので、そんなふうなことでお話をしているところであります。そういったことを踏まえての今回の計画というふうなことになっているわけであります。

舞台部門の発表者、演ずる方々からのお声として、もっと広くとか、例えば6メートル奥行きが欲しいというふうなお話を伺いました。6メートルということは、平泉小学校のステージの奥行きとほぼ同じであります。というようなことになると、当然3メートルより倍になりますから、ステージが広がるということは座席が限られてくるという格好になります。そういった中で、演ずる方々については広ければ広いほど思う存分動けるわけありますから、例えば仕舞にしても踊りにしても、広く使えるということは大変いいことではありますが、見る方々の席が減るというふうな、一方ではそういう状況も出てくるわけで、そこいらあたりをどう考えるかというふうなことがやっぱり大きな課題であろうと、そんなふうに思っています。

よって、現段階では計画どおりと。いずれ11億幾らかの金額でもってこの計画を立てているわけありますので、その中でというふうなことになればどうしても経済的にも制約が出てくるのであろうと、そんなふうに思っているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれちょっとさっき話した点では、結局最初の答弁のところなのですが、狭くても機材がなくても、工夫してやれということなのです、あの答弁は。いかがなものかと思えますけれども。

それで、説明会2回やったという話がありました。その点なのですが、意見は聞いたけれども、そこで出された意見を新しい施設に反映させるために開いた説明会ではなかったのか、6月と先月26日だと思うのですが、そういうことなのですか。ただ開いただけということなのですか。言わば意見聴取、それを反映させるのが目的でなくて、意見を聞いたという既成事実をつ

くるだけの説明会だったのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

説明会といいますのは、今年に入りましてから実際にデザインとか設計をつくって、素案をつくって行って、先ほど答弁にありましたとおり、計画の懇談会とかワークショップの参加された方、こちらの方を中心に2回開催ということで行っております。3月と6月です。そして、本来は5月にも開く予定でしたが、ご存じのようにコロナ禍の状態でしたので、書面によって意見を伺うというような形になっていまして、つまりは2回の説明会と1回の意見聴取という形、それが答弁で申し上げたとおりなのですけれども、それらを踏まえて、あとは世界遺産の景観に配慮したという形でデザイン会議、そういった専門家の意見を伺いながらまとめ上げた設計、こちらを基に最終的に8月26日に、広く参加者を限定せずに、それまでの間は特定の方に通知という形での住民説明会でしたけれども、今回は広く、1回にはなりましたけれども、説明会をさせていただいたということで、ステージの大きさの内容につきましては、3月の説明会時点でご質問いただいて、その場でサイズ、8メートル掛ける奥行き3メートルというのは出しておきまして、その間、先ほどの意見聴取の中でも、具体的にステージの大きさに対する、これは狭いとか、そういった意見は6月の説明会でも実際は出されておりました。

したがって、こちらとしましては、いずれ住民の方とキャッチボールする中でよりよいものということでまとめ上げたというふうに認識しておりました。ですので、今回改めて9月4日に住民の方から嘆願書という形で出されたことについてちょっと驚いておきまして、したがって、こちらとしましては文化芸術活動をされている団体の方からはそういう意見はありましたけれども、それ以外の方に対しても同じように収容人員のことであるとか、それこそ過去に遡りますと、今回の施設につきましては図書館と公民館、こちらを主たる目的として造るということでご理解いただいて、ホールについても併せて整備する、子育て支援と併せて機能を持つ施設として整備するというものでしておりました。

ただ、そのときのホールの名称も、文化ホールではなくて多目的ホールという形で進めてまわっているということで、先ほど答弁の中にありました計画の最適化というのはそういう形で、皆さんに多少、予算とかが限られているので、予算が限りなくあれば、そういう広さとか、全て住民の方の全部の思いを入れることはできるかと思うのですけれども、そういう限定された条件の中で一番いい計画としてまとめ上げたというふうにこちらとしては考えております。

したがって、先ほどの答弁のとおり、現時点で12月の建築着工というのが、もう今現在9月ですので、そういったことで開館期限が遅れるということはあるとはならないというふうに教育委員会としては考えておりますので、そういった形で、また、さらには今回変更するというところで動くことになれば、例えばほかの方から、ホールのことではなくてほかの分についてもいろいろご意見が出されて、それについても同じように扱いしていくというようなことも、そういった問題もこの件に関しては含まれているというふうに認識しておりますので、したがって、

このまま前進して、むしろ施設をどう使うかといったような運営の在り方、施設の在り方について、今後議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

結局、何か6月に初めて図面が出たと。今るる長い説明がありましたけれども、では8月の説明はやっぱり既成事実をつくるためだとなります、今の答弁からなると。そのときちゃんと私、聞いていましたけれども、狭いだろうという意見出しているわけです。それは反映させられない会議だったということになります。やっぱり既成事実つくるための会議となります、結論は。

そこで伺います。予算、面積、工事という条件が出されました。工事期間という条件がありましたけれども、これは町と教育委員会の責任ではないですか。そもそも根源というのは、社会教育施設の整備事業で当初平成33年、今令和になりましたので令和3年度中、つまり令和4年3月中の建物が完成条件の有利な起債、借金、これだったわけです。だから、議会でアドバイザー料を当初予算から削除して、そういう予算が通ったという経過があったわけではないですか。だから、これは町民の責任ではないのです。町と教育委員会の責任なのです。なのに、説明も十分に行われなくてやりませんという話は、それはいいですよと私は声を大きくして言いたいわけがあります。

だから、そもそもこういう懸念があったのです。なのに、何ですか、予算、面積、工事期間という理由は。自分たちがつくっておいて、それはないと思います。予算という条件も出されましたから聞きますけれども、今度の9月の補正予算に社会教育施設の発掘予算が、追加予算、325万4,000円が計上されています。当初、予定されていなかった予算です。325万円も出せるなら立派なステージができるのだろうと私は思うのです。つじつまが合わないと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

発掘調査の費用につきましては、確かに今回議決をお願いするために予算を提案させていただいておりますけれども、そちらの件とまたこの施設の内容につきましては、切り離して考えていただきたいと思います。まず、発掘調査費につきましては、突発的な不測の事態ということでご理解いただきたいというふうに思います。つまり、それは今回の春先の雨が長引いている、梅雨が長かったとか、暑いさなかで発掘調査員も十分に発掘の調査の時間が確保できないであるとか、そういう態勢を、あとは調査してみて、いろいろ建物跡とか井戸の跡とかが出ているというような状況を総合的に鑑みて、工期に間に合うように今回、発掘調査費を補正させていただくと、応援体制を整えるという分ですので、その件と、施設のこれまでの経費、設計費用、建設費用については固定化しているという、そこについては動かしませんということですので、それに付随す

る費用として今回はあくまでも補正ということでお願いするものでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今の話は、私は十分承知しているつもりであります。だけれども、この建物を造るために、当初予定になかった325万4,000円が新たに計上されるわけでしょう。やはりそこは、普通に考えると納得がいけないということになるのです。問われているのは、町民の声、その願いに応える立場に立つのか、施設は誰のものかということだと思っております。

発注者は平泉町です。受注者は平野組グループ。言い換えれば、平泉町は施主、平野組グループさんは施工主というふうになります。一般に施工主というのは施主の望むものを造るというのが基本だと思います。施工主の平野組グループさんでもいいものを造りたいと考えているに違いありません。平野組さんは昭和21年、1946年の創設であります。七十余年の歴史を持っていて、やっぱりいろんな経験もある。積み重ねた技術もある。その粋を集めて立派ないいものを造ろうと考えているのだと思っております。絶対そういうはずです。

聞きますと、ステージが折り畳み式。実は、今度のホールの中に入る、既製品ですから、もっと大きいのもあるというのを私、平野組さんから聞きました。まだ答えは出ていないということなのですが。ただ、ものはあるのです。ホールのスペースに入れる技術は、それでまた別だとは思いますが。ただ、やっぱり平泉の新しい社会教育施設のステージが何だと言われるようなことは、平野組さんだっと思っていないはずですよ。

となると、やっぱり教育委員会の問題です。町もでしょう、経過からして。いろんな手順、手続もあり、期限もあると。今となってはありますけれども、繰り返しますけれども、問われているのは町民の声、願いに応える立場かどうかという問題です。検討するでは駄目です。要望を実現させますという答弁以外ありません。いかがでしょうか。最後の答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

町が施主だと。そのとおりだと思います。その施主の願いは、基本に据えなければならないのは要求水準書です。これが、施工主にこれをやってくださいとお願いして、お互い了解をしているということであります。繰り返しになりますが、ホールの用途は先ほど申したとおりであります。それで受けていただいたということだけは話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

（「原因は町にある、教育委員会にあるということを申し述べて、私の質問を終わります。」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時29分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告9番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

通告9番、稲葉正です。

はじめに、先日ごみの減量についてのチラシが全戸回覧になりました。これも、誰でも参加できるSDGs持続可能な開発目標の一つだと思います。今後、ごみの減量動向を見ながら、目標重量を定めるなどして減量運動を持続していくことが大切だと思います。

それでは、さきに通告いたしました2つの項目について質問いたします。

項目1、花立ため池について。

（1）所有者と管理責任者は誰か。これまでの住民からの指摘や問題点、対応してきた内容について。

（2）町内のため池の雨量や水位の監視体制はどうなっているのか。決壊時に備え、ハザードマップ作成の考えはあるか。

（3）花立ため池の池干し、発掘調査、堆積土砂搬出の予定はあるか伺います。

項目2、地域の活性化に重要なSDGsの取組について。

（1）SDGsは様々な問題を同時に解決していくとあるが、当町が考えている目標や取組についてSDGsの理念を行政にどのように反映させていこうと考えているのか。方向性について。

（2）SDGsについて、職員や住民が理解するためこれまで対応してきた内容と今後の方向性について。

（3）SDGsを共通目標として、パートナーシップ（協働）で推進するに当たり、行政はどのような役割を担うのか。内閣府の地方創生交付金を活用して、自治体や民間が広域で連携するローカルベンチャー推進事業等あるが、当町の考えは。

（4）SDGsの17ゴールの4に「質の高い教育をみんなに」とあります。本町の方向性を伺います。

以上についてのご答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉議員からのご質問にお答えいたします。

花立ため池についてのご質問の、所有者と管理責任者は誰か、これまでの住民からの指摘や問

題点と対応してきた内容について伺うにお答えいたします。

花立ため池は町有敷地内にあり、所有者と管理者は平泉町となっております。また、これまでに観光地内のため池として適切な管理を求められてきております。特に堆積物への葦などの繁茂についての対策は、堆積物の処理、施工方法、遺跡調査などとの総合的な調整が必要となっております。これまで対応してきた内容につきましては、ため池への流入部に葦が繁茂したため、平成26年度に流水確保のため、流入部の一部堆積物を除去しております。また、昨年度はため池の南側堤体と民家の間の土側溝部分にコンクリート水路20メートルを敷設し、堤体洗掘防止対策を実施しております。

次に、町内のため池の雨量や水位の監視体制はどのようになっているか、決壊時に備えハザードマップ作成の考えはあるかのご質問にお答えいたします。

町内のため池の雨量や水位の観測につきましては、個別には行っておりませんので、降雨の状況等で町が発令する避難勧告や避難指示に従い行動していただければと考えております。防災意識の向上並びに決壊時に備えたハザードマップの作成については、花立ため池は防災重点ため池の中から国の基準により選定されて、今年度作成する予定であります。町内では、花立ため池のほか3か所のため池ハザードマップを今年度作成する予定としております。

次に、花立ため池の池干し、発掘調査、堆積土砂搬出の予定はあるか伺うのご質問にお答えいたします。

池干しにつきましては、冬場の農閑期にため池の水を抜き、天日干しし、主に水質改善を目的とするものですが、実施に際しては用水利用者との調整のほか、実施効果や必要性を総合的に検討する必要があります。今のところ実施予定はございません。発掘調査につきましては、調査期間中の用水確保、調査後の漏水のおそれなどにより、今のところ実施の予定はございません。堆積土砂搬出につきましては、堆積物の処理、施工方法、遺跡調査などとの総合的な調整が必要となり、今のところ実施予定はございませんが、最小限の維持管理につきましては、随時対応したいと考えております。

次に、地域の活性化に重要なSDGsの取組についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、SDGsは様々な問題を同時に解決していくとあるが、当町が考えている目標や取組について、SDGsの理念を行政にどのように反映させていこうと考えているのか、方向性について伺うのご質問にお答えいたします。

国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsは、社会、経済、環境面における先進国も途上国も含めた2016年から2030年までの国際社会共通の目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットなどから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念として掲げております。誰一人として取り残さないというSDGsの理念は、本町においては世界文化遺産、平泉の理念にも共通するものと考えておりますことから、本町においてもその理念に基づき取組を推進してまいります。具体的には、現在策定を進めております次期総合計画及び次期総合戦略におきまして実施する施策等がSDGsの17の目標のどの部分につながっていくのかなどを明記することによって、SDGsの目標達成にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、SDGsについて、職員や住民が理解するため、これまで対応してきた内容と今後の方向性について伺うのご質問にお答えいたします。

SDGsを推進するためには、まずはその仕組みや推進方法などを理解する必要があることから、昨年度、県際四市町連携の事業として開催された研修等に職員が参加し、その理解を図ってきたところであります。今年度におきましても、引き続き職員の研修を重ねるとともに、住民の皆さんへの周知として、まずは次期総合計画の概要版にSDGsの取組について記載し、全戸配布することによって、その理念の浸透と活動の普及に努めてまいります。

次に、SDGsを共通目標として、パートナーシップで推進するに当たり、行政はどのような役割を担うのか、内閣府の地方創生交付金を活用して、自治体や民間が広域で連携するローカルベンチャー推進事業等あるが、当町の考えはのご質問にお答えいたします。

SDGsは169のターゲットがありますが、これを達成するためには、国・県、町、企業、団体、個人など、それぞれがそれぞれの立場で取り組むことが必要と考えております。近年では企業における取組が進み、テレビや新聞、広告などでも、企業によるSDGsの取組を目にする場面が多くなっておりますが、SDGsを達成するためには個人それぞれが関心を持ち、理解し、取り組むことが必要不可欠だと考えておりますので、町としては、まずはSDGsとは何か、個人一人一人に何ができるのかなどを周知し、ご理解いただくことで、気軽にSDGsの目標達成に向けた取組ができるような環境を整えていきたいと考えております。

また、ローカルベンチャーにつきましては、今年度から3年間、地方創生推進交付金を活用し、全国公募によるプログラミング講座の開催や、受講生による町内での起業サポートを行うとともに、現在、高田前工業団地に新規工場を建設中の地域経済牽引事業者である長島製作所様や高等教育機関、新規起業家などの連携によるプログラミング人材の育成と活用を目指すオープンイノベーション事業の実施を予定しており、それらを通じて地域の新たな経済を生み出すローカルベンチャーを推進してまいります。

(4)の質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から(4)のSDGsの17のゴールの4に「質の高い教育をみんなに」とある、本町の方向性を伺うのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、SDGsの17の目標のうち4つ目の目標として「質の高い教育をみんなに」があります。教育委員会の役割を考えますと、この目標は教育委員会や学校等が当たり前に考えるべきことですし、教育委員会とすれば、全ての行政の基盤として教育があると考え、推進すべきことと考えております。現在、当町においては幼稚園、小中学校を通じて平泉学の取組を進めております。昭和30年12月の町の広報で紹介していただきましたが、平泉世界遺産に触れて、体験することを通して、地域の方や専門家の方に話を聞いたり、資料、テキストを調べたり、実際

に見たりといった活動を通して探究的に学んでおります。この平泉学への取組は全世代の町民の皆さんに関わっていただいておりますので、持続可能な地域づくりにつながるものと位置づけております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

それでは再質問いたします。

何か月か前に、花立ため池の周辺で地質調査が行われたようですが、調査結果についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

調査結果といいますか、花立堤につきましては、調査につきましては、県のほうで実施をいたしているところがございます。こちらの資料では昨年度予算から実施をしているということで、詳細な結果は知らされておられませんけれども、耐震の詳細調査でしたが、そちら、総合的には問題がないという結果をいただいております。詳細な結果については、まだ手元には届いていないという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

問題ないということございました。地質的にはということだと思います。

次に、花立ため池の東側の杉の大木が何本か倒れていると聞いております。幸いにも民家側ではなかったのが助かっておりますが、民家側の大木が倒れますと民家を直撃し、人命が危険にさらされます。農水省の防災重点ため池に載っているという答弁ですので、国や県の助成金や補助金を活用した早急な対応について伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほどの答弁で、町有敷地内にあるため池ということでご回答しましたが、ため池の南側は築堤、堤防がついているほうは町の敷地なのでございますが、東側の木が生えているところは、そこは私有地でございます。個人財産でございますので、そこ、過去にも倒木があったりなどして、そのときにも所有者のほうにこちらからご連絡を差し上げて撤去していただいたという経緯がございます。今後も、町道も隣接しておりますので、交通の支障ということもありますし、家屋への被害ということも考えられますので、注意深くパトロールいたしまして、伐採等必要な場合とか危険な場合には、所有者の方にちょっとこちらからお話をしたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

東側の杉の大木です。私有地ということですが、なるだけ所有されている方のご負担を軽減するようなサポートをしていただきたいと思います。

次に、池干しについてですが、発掘調査をするために必要なものではないかと思えます。堆積土砂の搬出は発掘調査を兼ねることができ、堆積土砂の搬出により半分以下になった貯水量を改善することができます。世界遺産、金鶏山の一部として優先的に発掘調査する意向はないか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、現時点では発掘調査の予定はございません。いずれあそこの堤については、調査しますと、土手のほうが崩壊というか逆に危険になるというようなこともありますし、それから堤の底の部分につきましては、遺跡というよりはまだちょっとその辺りのほうのこれまでの研究等はなされておられませんので、調査が必要かどうかにつきましては今後、検討が必要になりますけれども、現時点では調査の予定はございません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

分かりました。先日の台風10号の甚大な災害などをはじめ、大きな気象変動の中に生きております。今までになかったような予想を超えた自然災害に備え、安心した暮らしを守るため、管理者責任を果たすべきと思えます。近隣住民の安心・安全を第一に考え、次に、世界遺産のコアゾーンにも入っておりますので、環境保全に力を入れ、観光客が見て美しいと思われるようなため池にしてほしいと思えます。

次に、SDGsについて再質問いたします。

現在策定を進めている次期総合計画及び次期総合戦略においてどのような項目をお考えか、具体的にお示し願います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在、総合計画、総合戦略の策定状況ですけれども、住民の皆さんからのアンケート結果、それから庁舎内での現計画の評価・分析、これらの乖離等を今分析をして、現状分析をしているところでございます。これを受けまして、これから今後の施策を決定していく、案をつくっていくということになりますので、現段階で施策とSDGsの結びつきというのはまだ、今後やっ

くということでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、ローカルベンチャーを推進するオープンイノベーション事業の実施を予定しておりとありますが、具体的にお聞かせ願います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この事業につきましては、長島製作所さんが高田前工業団地に立地をしていただいた、これと関係をしてくる事業ということになります。答弁の中にもありましたとおり、今年度から3年間で、地方創生推進交付金を活用して実施をする事業ということになります。長島製作所さんは国、経産省の地域経済牽引企業ということで指定を受けております。この指定を受けますと、地方創生推進交付金に関わる事業が優先採択をされるということになっておりまして、このたびこの3年間にわたる事業が採択をされたところでございます。地域経済を牽引していく事業者、企業という位置づけでございますので、建てて終わりということではなくて、長島製作所さんが持っているノウハウ、それから経験、これを地域の経済に波及をさせていくということが大きな目的でございます。

来年度、再来年度とプログラミングの講座を予定しております。まずは全国からプログラミングの講座受講生を募集して、それで講座を受けて終わりということではなくて、受けた受講生が町内で起業ができるようにサポートをしてまいりたいというふうに考えてございます。長島製作所さんは、実はプログラミングに非常にたけていて、自社で、全てプログラミングなども自社開発をして機械などを全部整備しているというふうな、県内あるいは全国でも非常に技術の高い会社でございます。

こうした優れた力を町内に還元していただくということでプログラミング講座を開催し、人材を育成していこうということですが、この平泉町内で受講した方々が平泉町内に残っていただいて、観光商工課とも、あるいは商工会とも連携をしながら、あと創業の講習会など、これらとも連携し、それから金融機関等とも連携をしながら起業に向けたサポートもしつつ、そして起業に結びついた方と企業、それから高専も近くでございますので高専とか、そういった方々と連携を図りながら、プログラミングを町内のあらゆる場所で活用できるものを開発していくと。新たな産業、新たな事業を生み出していこうというのが狙いでございます。プログラミングを製造業だけで使うということではなく、農業あるいは観光、こうしたものにも活用していこうということで、新たな産業を見いだしていこうというふうな事業でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2019年の未来都市31県市町村に陸前高田市が選定、ほかに釜石や大船渡市でもSDGsモデル事業に参画、来年の3月まで一関市でも未来都市計画を策定しておりますが、自治体としての本町の考えをお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今議員おっしゃったような内容については、こちらでも把握はしております。国でもモデル的に取り組む自治体、こうしたものを指定してやっているものというふうに理解をしておりますが、当町においては、現在総合計画等策定する中で、施策とのすり合わせを今行っている段階ということでございますので、住民の方、職員も当然なのですが、まずはSDGsをしっかりと理解をして、その中で町全体として取り組んでいけるような状況が整った段階でそうしたものを検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

では次に、教育関係ですが、過去に学び、今を見つめ、未来を考える全世代型平泉学のご答弁をいただきましたが、今、教育関係者の間でアメリカの心理学者、大学教授が提唱しておりますグリッド、やり抜く力が注目を集めています。ガッツ、困難に立ち向かう闘志、レジリエンス、失敗しても諦めずに続ける粘り強さ、イニシアチブ、自らが目標を定め取り組む自発、テラシティー、最後までやり遂げる執念、以上の4つの頭文字を取ってグリッドと言われております。成功する人に共通する特徴は、才能や知性ではなく、情熱と粘り強さ、すなわちやり抜く力、グリッドであると結論。幾ら高い才能や知能指数を持っていても、やり抜く力がないと、やる前からこれは無理だと思って何もやらなかったり、障害があるとすぐそこで諦め、挫折してしまう。才能がなくてもやり抜く力があれば、よい成績や成果が出せると提唱しています。やり抜く力を測定するグリッドスケールややり抜く力を伸ばす方法も挙げられておりますが、子供だけではなく大人にも必要なグリッドについての本町の意向をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育の一人一人の子供たちの最終目標は、今お話しのようなやり抜く力を育てるというふうなことも大変大きな課題であろうというふうに思います。

まず、一つだけ訂正をさせていただきます。先ほど答弁で昭和30年12月の町の広報というふうにお伝えしてしまいましたが、平成30年の誤りでありました。そのときの広報が、ご存じと思いますが、これです。全世代型平泉学を特集して作っていただいたものでありますので、これが平泉町の平泉学の考え方が網羅されているというふうに言ってもいいかと思っております。

SDGsの第4の目標に、質の高い教育をみんなにというふうにあるわけですが、これ

の解説の中では、子供も大人もいつでも学ぶことができる環境をつくり、誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにする。世界には学校に通えず、教育を受けることができない子供が約1億2,000万人いる。未来を担う子供や若者が希望するあらゆる教育を受けられる環境が必要不可欠であり、同時に、既に大人となっている人も、日々生活するために必要な知識や技能についていつでも教育を受けられることが大切であると。こうした課題解決のためには、貧困や紛争をなくし、平和な環境をつくること、女性や少数民族、障害のある人への差別や不平等をなくすことなどの取組が必要である。そして、読み書きなどの基本的能力に加え、気候変動や人権、平和など持続可能な開発について学ぶ機会を増やし、SDGsの担い手を育てるための教育も必要であると。このことが基本的にはやり抜く力のベースになるのではないかというふうに思っているところでもあります。

それで、平泉町はESD東北コンソーシアムという組織に加盟しております。ESDというのは、持続可能な開発のための教育というふうに言われています。このことは、この教育は言わばSDGsを支える教育というふうな捉えができるのではないかなど、そのように思います。そうした中で、先ほど申しましたように、平泉の平泉学の取組というのは、まさにESDの目的に合致するものであるというふうな評価を受けているところでもあります。

それで、17のゴールの中には、例えば1番に貧困をなくそうとか、2番に飢餓をゼロにと、そういうのが挙げられていますが、グローバルに考えると、例えば発展途上国の貧困だとか飢餓とかいうふうな問題が中心になるかと思いますが、平泉の子供たちに考えさせるときに、グローバルの前に、例えば日本でも子供の貧困率というのが非常に話題になって、最近はクローズアップされているところがあります。いわゆる所得の平均の2分の1以下の生活をしているのは、子供の貧困率にカウントされるということでもあります。あるいは飢餓をゼロにというふうな考え方でいうと、例えば全国に今、子供食堂というものが展開されています。こういったことも、やっぱり身近な、食べるのに困る子もいるのだというふうなことを子供たちに明らかにして、それを学ぶと、そういったことも大事になってくるのではないかなど、そんなふうに思っているところでもあります。

それで、先ほど議員がおっしゃいました、過去に学び、今を見つめ、未来を考えるという全世代型平泉学のテーマというかタイトルがあるわけではありますが、それを数年前に構造図に示しました。その中では、学校では縦の系列で系統的な、幼稚園、保育所から小中学校につながる平泉学への取組を続けているわけではありますが、もう少し町全体に広げていくことを考えるときに、今、豊かな心づくりということで生涯学習が続けられています、公民館が中心になっています。そういったことと同時に、もう一つは、今後は地域課題解決型学習というのを町民全体でやっていくべきではないかというふうな思いがあります。それは行政とももちろん一体となるわけではありますが、例えば今お話しあったため池の問題なんかもあるかと思いますが、いわゆる環境の問題、自然保護の問題、あるいは男女共同参画、それから伝統文化継承、高齢者教育等々そういったものについては、まさに町民が一体となって、そして取り組む、話し合うと。そしてアクションを起こすという、それが私どもの考えているいわゆる歴史学習だけではない全世代型の未来に発展

する平泉学の取組だというふうな考えでいるわけでありませぬ。

そうしたような中で、おっしゃるように、子供たちの言わば力強さと言いますか、めげない心と言ったらいいか、そういったようなことも取り組んで、子供たちが身につけていただければいいかなというふうに思っています。今、全世代型ということでは、ここ数年地域学習として行政区の中でお年寄りから学ぶとか、一緒に学ぶとか、それも当初は例えば食だとか、それから伝統的な風習、そういったようなことを中心に取り組むところが多かったわけでありませぬが、今はかなり広範囲になって、前も紹介したかもしれませぬが、昨年あたりは地域の消防団の取組ということをお子たちに伝えていくというふうなことも行われてきたりしているところがあるわけでありませぬが、そういうような広い展開をしていければいいかなと、そんなふうに思っています。

それで、SDGsの17のターゲット、ゴールを委員会ではこのような表にしてみました。ちょっと遠くて見えないかもしれませぬが、一番上に平和を持ってきました。これはいわゆる清衡以来のこの地の平和を希求する心です。これが最終目標だというふうに考えて、社会、経済、環境を縦系列にして、土台になるのは教育だろうというふうな形で示したものでありませぬ。これはまだ地域の方々には浸透していないというか、これからなわけでありませぬが、そうしたような形で教育委員会としては考えたいし、学校に、そして地域にというふうなことで広げていければいいというふうに思っているところでありませぬ。新教育施設ができた折には、できれば新教育施設がこういったSDGsの、あるいは全世代型平泉学の拠点になればいいなというふうな、そういう思いをしているところでありませぬ。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

では次に、SDGsの多くの問題を解決する方法として、政府が国債を発行して日銀が財源を出す、現在日銀が450兆円、民間と民間銀行が500兆円の国債を保有していますが、日銀が持つ分に関しては利子もなく、政府に貸した金を返せということもないので、幾ら増やしてもいいという現代貨幣理論を財源とした年2%程度のインフレを考慮しながら、労働意欲を低下させない金額での一律給付金、経済成長を妨げない消費税を見直しながらのベーシックインカムについて、国に要望する考えはあるか、本町の意向をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

国または県への要望ということで、当課で所管をしております。現在のところ、そういった要望については入っていないところがございますが、少し中身を研究させていただいて、検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

これも国民と政府と日銀のパートナーシップで進めるSDGsのターゲットであると考えます。このことにより、ワーキングプア、貧困者を減らし、少子化を止め、地域格差をなくし、経済成長を促していきます。大変なときこそ字のごとし、大きく変わるチャンスだと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は9月17日、午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします

お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同